

令和元年6月11日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総 務 課 長 高 島 浩 介	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農業委員会事務局長 日 高 泰 明	住 民 課 長 扇 智 布 由	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 小 川 成 弘	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和元年6月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	9番 寺崎太彦 (続き)	1. 行財政改革について 2. 交通安全対策について 3. 地域振興策について
6	3番 原 直弘	1. 交通安全対策について 2. コミュニティバス（巡回バス、乗合タクシー、スクールバス）について 3. スタディクーポン事業について 4. 中心市街地（イオン跡地）の再開発について
7	1番 鈴木千春	1. 中心市街地活性化事業について 2. 町の景観について 3. 農業問題について 4. 野良猫の課題について 5. 疾病支援について
8	2番 大川徹也	1. コミュニティバスについて 2. 消防団員の安全確保について 3. 税滞納の対応について 4. ふるさと納税について 5. イオン跡地開発について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1．一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、9番寺崎太彦君の要旨の2番からお願いします。

○9番（寺崎太彦君）

きのうですね、町税のことは税務課長からお聞きしましたけれども、あとですね、役場内の窓口の支払い等はですね、現状はどうなっているか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。

私のほうからは、寺崎議員の質問事項の中での、庁内のほかの支払いということで、住宅使用料について説明させていただきたいと思います。

現在、住宅使用料につきましては、納付書をお送りし、窓口の納付、コンビニでの納付ということで処理をしている状況でございます。

で、近隣市町等の状況を申し上げますと、佐賀市、鳥栖市、神埼、みやき、基山、吉野ヶ里、こういったところをお聞きしましても、キャッシュレス化については今のところ検討していないということでございます。

で、今後の検討の余地はどうかということでの問い合わせをかけたところ、こちらにつきましても、今のところ検討の必要はないということではいるということでの回答でございました。

で、なお、住宅使用料等につきましては、広域化、鳥栖のクラウドセンターでやっている関係上、システム等の改修等も伴いますので、近隣市町と協議を進めながら、導入に向けた検討はしていく必要はあるかと思っておりますけれども、現在のところ、そこまでの検討には至っていないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。

私のほうから寺崎議員の質問にお答えしたいと思います。

住民課におきましては保育料等が対象になるかと考えられますが、認定こども園につきましては園が徴収しており、また、幼児教育保育無償化により、町内の保育所1カ所の0から2歳児の課税世帯と、広域保育分のみが対象となると考えられます。その中で、既に口座振替等をされていらっしゃる方もおられますので、件数的にはごくわずかとなる見込みでございます。

住民課としましては、件数的にも少ないことから、税や住宅使用料に合わせたところで再検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。

私のほうからは、健康福祉課の後期高齢者広域連合の保険料のことについて答弁をさせていただきます。

町内での支払い状況ということでございますが、現在、特別徴収、年金からの特別徴収、それから口座振替の方が大半でございます。で、今後、導入を予定するとなった場合には、佐賀県後期高齢者広域連合、また、庁内の関係各課と協議をしていくことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかにありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

統括質問でも言いましたけれども、国は2018年4月にキャッシュレスビジョンを発表、2017年には21.3%だったキャッシュレス決済比率を、2025年には40%まで引き上げる目標を掲げて、内閣官房が2018年6月に閣議決定した未来投資戦略2018においても、キャッシュレス化推進は根幹部分と位置づけられて、キャッシュレスを後押しすると見られているのが、消費増税後の2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪、関西万博開催のタイミングだと思います。

それから、政府はことしの10月の消費税増税後、消費者が小売店で商品を購入するキャッシュレス決済をすれば、2から5%のポイント還元を9月限定で実施することを決めており、今までなかなかキャッシュレス比率が低かったんですけど、段々とですね、その比率がふえて、町税を払うのもですね、普及すればキャッシュレス化、そういう要望がふえてくると私は思うんですけど。

佐賀県としても推進しておってですね、上峰町も今月議会の補正予算にキャッシュレス決済推進に1,000千円つけて、民間には推進しておりますけれども、今、課長答弁等々聞いていましたけれども、検討はするけど、なかなか実現にはほど遠いのかなと思いましたけれども、もう一度、今後の答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○建設課長（三好浩之君）

今、寺崎議員からの御質疑で、県とか国が推奨しているということでの、町の考えをどうかということでの質疑だと思います。

キャッシュレスそのものは非常に便利なものだということで、私も認識しているところでございます。

しかしながら、住宅使用料、ほかの保育料等、先ほど住民課長から答弁あったと思います

けども、そういったものに関しましては、広域で処理をしているという点もございますし、システム導入、そのキャッシュレス化を導入することにかかる費用等、あと手数料等、納められる方の費用負担と、そういったものも十分検討した上で、導入に向けて協議等をしていく必要があるんじゃないかと感じているところでございます。

導入しないというわけではございませんけども、導入に向けてですね、今後、そういった動きを検討していく必要があるのではないかというふうに感じているところではあります。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

キャッシュレスのメリットとして管理コストの削減、盗難・紛失防止、現金管理のコストの削減、会計処理の効率化、また、いつどこで何に使われたか、情報収集性がありですね、ぜひとも何かしたほうが私はいいのかなと。

それから、ことしの3月に佐賀県キャッシュレス化推進協議会が発足して、事業者、県、市町村も参加してできたと思うんですけども、何か、上峰町も参加しておるならば、その何か詳細が言えるなら、お知らせしていただきたいと思えますけれども。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

おはようございます。

済みません。民間のほうのそのキャッシュレス化の動きに関してなんですけれども、民間のほうに関しましては、今回私どものほうもキャッシュレス普及事業補助金という形で佐賀県のほうから補助金をいただいたところで、民間導入のための決済端末の補助及び可能性調査というような形での補助金を頂戴するような運びになっております。

協会の動きに関しましては、特段今のところ、私どものほうで何かこう介入ということではありませんけれども、今後キャッシュレス化が恐らく普及していく流れになるだろうというふうに思っておりますので、そういったところで、動向に注視をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

私もいろいろ調べたらですね、自治体のキャッシュレス決済、確かにそんなに多くはありません。県で進めておるのは、神奈川県となんかもう一つあったようだと思います。なかなかハードルが高いのかなと思いますけれども。

きのう税務課長が答弁、キャッシュレス化、負担がかかるので、しばらく考えたいということだったんですけど、キャッシュレス化にすると、そんなに負担はかからないのかな、端末だけでいいのかなと思うんですけども、実際どのように検討されたのか、負担等の中身、検討されたことをお知らせください。

○税務課長（矢動丸栄二君）

皆さんおはようございます。

先ほどの、負担の関係ですけれども、ちょっと先日申し上げたこととダブることを御了承ください。

まず、鳥栖市と佐賀市関係のヤフー公金支払いサイトというものを利用された納税方法について、昨日申し上げさせていただいたんですけれども、お客様負担のほうで10千円につき110円程度かかりますということをお聞きしました。

あとは、例えばうちのほうから、そういった金融機関のほう、また、公式サイトと契約をする場合に手数料等が発生をするかと思えます。それが全てお客様負担であればですよ、お客様負担ということになりますけれども、それが後々、公金負担ということも、ちょっとまだそこまで勉強してないんですけれども、可能性があるんじゃないかなと思っております。

で、今現在ですね、コンビニ納付も税のほうでしているんですけれども、そちらのほうも月々手数料として1件につき数十円を支払いしたりしていますので、そういった面でまた増加になるんじゃないかなということで、詳しくは今から調べていきたいと思えます。

○9番（寺崎太彦君）

県税の自動車税等々はクレジットカード払いにするとですね、利用者が手数料を負担するという流れになっており、そんなにハードルは高くはないのかなと思えますけれども。

余り、こうなんか、深く研究されていないのかなと思いましたがけれども、またですね、ここの秋の消費増税のときですね、消費した分、増税分かなんか知らないですけど、自治体ポイントがなんかつくという話をお聞きしましたけれども、自治体ポイントとはこういったものなのか、お知らせください。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁は。答弁ありませんか。質問があつておりますよ。

○町長（武廣勇平君）

国政の話で、さまざまなメニューを掲げられておられると思いますが、つぶさに理解、私自身がしておりませんで、自治体ポイントについて答弁が不能でございますが、お許しいただければと思います。

○9番（寺崎太彦君）

なるべくならですね、納税する立場からすれば、いろんな形で払うほうが便利なので、いろいろハードルがあるかと思えますけれども、ぜひともキャッシュレス決済にですね、取り組んでもらいたいと思って、最後は要望をしておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

事項の2番、交通安全対策について、要旨の1番、町道下津毛三田川線の変則五差路の進

捗は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

寺崎議員の質問事項 2、交通安全対策について、質問要旨 1、町道下津毛三田川線の変則五差路の進捗はという御質問に対しお答えいたします。

質問の大意説明の中で、変則五差路の計画に伴い米多坊所線の歩道計画が含まれているかとの御質疑でありましたので、この項についてお答えいたします。

昨年度に実施しました概略設計につきましては、交差点部の設計を中心に実施しており、御質問の箇所については含まない計画となっております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9 番（寺崎太彦君）

含まれないということでしたけれども、統括質問でも言いましたけれども、最近ですね、ニュースで本当に痛ましい事故があつて、あそこの箇所につきましても通学路になって、住民の方から、何か子供の目の前で交通事故があつて非常に危険だということですね、ちょっとどうしてもこのポイントを聞きたくてしました。歩行者と車道が一緒に通行するような構造になっておりますので、今回は計画に入っていないということですが、ぜひとも解消に向けて努力してもらいたいと思います。この項はこれで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の 2 番、町道下津毛三田川線の下津毛南交差点が狭小のため改修が必要と思うが考えは、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

寺崎議員の質問事項 2、交通安全対策について、質問要旨 2、町道下津毛三田川線の下津毛南交差点が狭小のため改修が必要と思うが考えはという御質問に対し、お答えいたします。

下津毛南交差点東側にある橋梁部の拡幅についての御質疑ということで答弁させていただきます。

議員の説明にありましたとおり、当該橋梁、一本橋といいますけれども、橋梁部分が狭く、その前後の道路は広がっている状況であり、橋梁拡幅の必要性は感じているところでございます。

しかし、この橋梁の中心が町境となっており、橋梁の改修については改修後の規模、構造及び費用などに関し、隣接町と協議をする案件と考えております。

また、本町道路に隣接して三養基西部土地改良区所有の水路が並走する形で存在するため、土地改良区との協議も必要になるものと考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9 番（寺崎太彦君）

先ほど建設課長が答弁していただきましたけれども、あそこの橋梁部分に関しては何回か、みやき町から相談に見えられたとお聞きしたんですけれども、そういう、実際来られて協議したことがあるのか、答弁をよろしくお願いいたします。

○建設課長（三好浩之君）

今、寺崎議員からの御質疑で、過去に隣接町からの協議があつてないかということの御質疑かと思います。

過去に文書をもって、24年9月20日付でみやき町長より上峰町長、武蔵勇平宛てに町道拡幅に係る要望ということで文書をいただいております。

その文面の中では、本町において橋梁の拡幅をというような内容で記載されておりますけれども、この時点での協議内容に関しましては、あくまでも先ほど御説明しましたとおり、橋梁中心が町境ということでございますので、当然、橋梁の拡幅等に関しましては両町で負担をするということで、当時、話をされているようでございます。

その後、話がそのままの状態でも今現在に至っているのではないかと考えております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

みやき町から相談があつたということなので、やはり、片方の町だけではなかなか進まない、相談に来られたということであればですね、前向きにとって、そういう方向性では町としては考えられないということでしょうか。よろしくお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

拡幅の必要性は感じておりますので、拡幅という方向で検討はするというふうに考えてはいるんですけれども、当時の文書の内容がですね、本町のほうで橋梁の拡幅をしてくださいという内容であつたために、その件に関してはちょっと方向性が違うのではないかとということで、協議別れというような内容になっているものだと思います。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

大変失礼しました。私はお互いやりましょうということで来られたのかなと思っておりました。

あそこはですね、先ほど課長が申されましたとおり、土地改良の水路があつて、そこに信号待ちをしたとき、あそこのふたの上にとまったりとかですね、しかも青信号で側溝のふたを通るときはかなり騒音もするしですね、なかなか土地改良との相談等々、いろいろあるということですので難しいかと思いますが、ぜひとも上峰町の部分だけがちょっと狭くなっておりますので、ぜひとも拡幅するように努力してもらいたいと思います。この項はこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

事項の3番、地域振興策について、ふるさと納税の法改正があり、町は、4カ月限定となったが、今後の対応は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項3、地域振興策について、要旨の1に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思っております。

総務省は法制化に踏み切る上で、これまでの全国の事例を集積し、自治体の取り組み内容を精査したと思われます。総務省の考えはある程度具体化がなされてきておりますので、対策は可能と考えております。

したがって、7月の申請をクリアすることができれば、10月以降も指定団体として維持ができるので、問題はないと考えております。7月の申請をクリアできますよう、粛々と事務を進めていきたいと考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

きのうの同僚の一般質問の中でもですね、これから7月申請していったら、その中身は言われないということでした。これからですね、私もどうなるのかな、やっぱり申請して認められるか、どんなふうになるのかと、こう調べていったらですね、申請が認められなかった場合は、2年間指定を受けられなくなるというペナルティが用意されていると、ちょっとインターネットで出てきたんですけども、これは本当に2年間受けられないということでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

手前どものほうで理解しております2年間という数字に関してはですね、指定期間中に、例えば何がしかの基準、あるいは総務省令とか法律に反する何か事故があつて、指定取り消しを受けた場合、これが2年間というふうに理解をしております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

ふるさと納税の趣旨は大変よろしいかと思います。しかしながらですね、やはり過度な返礼品争いをして、このようになったのかなと。

しかしながら、自治体ばかりのせいではないんじゃないか、ポータルサイト、中にはこうサイト自体、こうなんかポイントとかですね、何かこう過度にお得な自治体とか、ポータルサイトにもいろいろ特徴があつてですね、あると思います。

例えば、ちょっと私、サイトがたくさんあつてちょっと全部は調べられなかったんですけど

れども、例えばですね、ふるさとチョイスとかでは、結構商品が多岐にわたって、しかも良心的というか、ちょっとわからないんですけども、災害等で被害を受けた自治体の被災地支援とか結構されており、利用者から、デメリットとしては、余りにも公的、ふるさと納税の趣旨を正しくして、市町村の関係ない家電や旅行券とか、そんな返礼品がない。

また、ふるなびは、ふるさとチョイスとは全く違って、利用者がお得になるような商品券や家電とか、そんなふうにポータルサイトもこうなっておりますね、今まではなるべく露出をふやすためにポータルサイトをいっぱいしたんですけども、これからはですね、そのポータルサイトもこう、上峰町も吟味していかなければいけないのかなと思いますけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これは制度がフuzzyなわけですね、そのポータルサイトによしあしがあるわけではないと思います。また、自治体によっても、その制度の中で最大限プレイヤーとして力を発揮するということで、それぞれの自治体がそれぞれの創意工夫によって努力されてきたものと思っております。ポータルサイトはいろいろなカラーが出るのは当然でありますし、そのそれぞれの特色に応じてですね、自治体の特産品をしっかりとあらわしていくことが必要だと思います。ようやく制度が具体的になってまいりましたので、これに沿ってポータルサイトも自治体も、この制度の中でのやり方について方針を考えていくものと理解しております。

○9番（寺崎太彦君）

ふるさと納税のつくられた経緯といいますか、これは東京一極集中を是正するため、地方間の格差拡大や過疎などによって税収の減少に悩む自治体をどうすれば活性化していくかということで作られて、もう一度ですね、まあ、今後考えていく中では、これから集まった寄附をどういったことに使うのか、上峰町もクラウドファンディングで障害者や引きこもりをそれぞれ支え合うグループホームをつくりたいと、クラウドファンディングでされて、そういったPRで集められたらいいのかなと思いますけれども、執行部、どのように考えておられますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まさに議員のおっしゃるとおりかというふうに思っております。

露出を多くしてですね、例えば寄附を当町へというような形でのそういうやり方ではなくて、寄附の使い方、いただいた寄附をこんなふうに使っています、その使途によって、寄附者の方から共感をいただく、まあ、こういった形に、もう私どものほうはある程度シフトしてきているという自負はございますけれども、そういうような集め方を今後展開していきたいというふうに考えております。

○9番（寺崎太彦君）

上峰町は商品開発等々、今までたくさんしておられますので、引き続きルールに沿って、

ふるさと納税をできる限り伸ばしていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

3 番原直弘君、お願いします。3 番原直弘君。

○3 番（原 直弘君）

皆様おはようございます。3 番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順のとおり、質問をさせていただきます。

まず1 点目は、交通安全対策について質問を上げております。

近年、特に登下校中において社会的反響の大きい事故、事件がいまだに後を絶たず、先月も滋賀県大津市で散歩中の保育園児が車の事故に巻き込まれるという死傷事故があり、また、神奈川県川崎市では、スクールバスを待っていた小学生が殺傷されるという事件が起こっており、子供を守る観点からの対策が一層求められております。

対策を講じるためには、まず、現状を適切に把握することが重要でありますので、要旨の1 番目として、通学路の危険個所の把握についてお尋ねさせていただきます。

また、危険が想定される箇所につきましては、子供たちをいち早く危険から守るために迅速な対応が重要となりますので、安全対策をどのようにされているのか、通学路の安全対策について、お尋ねいたします。

2 点目につきましては、コミュニティバスについて質問を上げております。

コミュニティバスのらんかいにつきましては、本年の3 月下旬よりバスの種類を3 種類にふやして運行されていますが、利用者の方からは、従来ののらんかいバスのほうがよかったという声がある一方で、今回の乗合タクシーは使い勝手がとてもいいと言う方もいらっしゃいます。

そこで、いろいろな意見、要望が担当課にも届いていることと思いますので、まず、利用状況についてお尋ねした上で、利用者の方からどのような意見や要望が寄せられているのか、また、その意見や要望に対してどのように取り組まれていくのか、お尋ねいたします。

3 点目は、スタディクーポン事業について質問を上げております。

行政が取り組む施策においては、事業の目的や成果について区切りごとに検証並びに評価を行い、継続的に改善をすることが必要とされております。

そこで、2 年目に入るこの事業についてどのように検証を進めていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

また、この事業の枠組みである中1 ギャップの解消、放課後補充学習の後継事業、貧困問題の解決という、これら3 つの枠組みが町外に就学される児童が事業の対象から外れる要因となっていることから、対象者の枠組みについてもあわせてお尋ねいたします。

4点目は、中心市街地の再開発ということで、中心市街地活性化事業の進捗状況と今後のスケジュールについて質問を上げております。

この件につきましては、昨日から同僚議員より同様の質問があつておりますが、無償譲渡の件も平行して進められていると思いますので、事業の今後のスケジュールとあわせて答弁をお願いいたします。

以上4点です。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番目、交通安全対策について、要旨の1番、通学路の危険個所の把握について、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。原直弘議員の質問事項1、交通安全対策についての要旨1、通学路の危険個所の把握についてという御質問についてお答えをいたします。

危険個所の把握は、教育委員会事務局を初め、小、中学校でのパトロールや会議で把握し、通学路のルート確認、児童・生徒への登下校指導へと結びつけます。また、上峰町通学路安全推進会議を開催し、通学路の安全確保に向けた取り組みを行っています。上峰町通学路安全推進会議は、教育委員会教育課を事務局とし、上峰町の総務課、建設課、鳥栖警察署、土木事務所及び上峰小、中学校が一堂に会し、通学路の危険個所の現地確認や安全対策の提案を行います。児童・生徒が安全に通学できるよう関係機関で連携し、通学路の安全確保を図っているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

先ほど担当課からの答弁で、ルート確認と登下校の指導等が行われており、通学路交通安全プログラムによって定期的に点検をしているということで回答をいただきました。

まず、先ほど出ました通学路交通安全プログラムについてちょっとお尋ねしたいと思います。

この中で、合同点検の実施時期等が1年に1回、原則として夏季ということになっておりますが、ことしの計画はどのようなになっているか、お尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

通学路の合同点検の時期について御質問いただきました。

今年度につきましても、夏季休業期間中に合同点検を実施するべく準備をするところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、今年度も夏季の休業期間に実施するというで回答をいただきました。

1つ時期を聞いたのは、今回、先ほどでも申したとおり、全国的に登下校の事故、事件があっているわけなんですけど、これにつきまして、何らかの形で対応されたのかどうか、ちょっとお尋ねしたかったので、時期等を聞きましたけど、その点についてお尋ねいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員よりさきの川崎市の事件等についての対応ということで御質問をいただきました。

上峰町といたしましても、さきの川崎市の小学生が殺傷されるという悲惨な事故について大変心苦しく思ったところでございます。

さらに、対応といたしましては、町内で行っておりますパトロールの強化、登下校中のパトロール推進、さらに、マチコミという保護者向けの注意喚起のツールがございます。これは保護者のほぼ九十数%、ちょっと数字はわかりませんが、98%以上は加入をしていただいているところですが、そのマチコミの中ですぐに5月30日付で注意喚起を行わせていただきました。文面を紹介させていただきますれば、保護者さま、今週の火曜日に川崎市において、不審者に小学生が殺傷されるという悲惨な事件が起きました。このような悲惨な事故から子供たちを守るため、以下の内容の確認をお願いします。防犯ブザーの所持徹底、知らない人にはついていかない、1人ではなく、登校班や下校班でそろって登下校する。学校でも校外パトロールなどでの児童の安全確保に努めますが、バス通学のお子さんもいらっしゃいます。各御家庭で地域でも可能な範囲で子供たちの見守りをお願いいたします。上峰小、上峰小PTAということで注意喚起をあわせて行わせていただきました。

以上です。

○3番（原 直弘君）

事件の後にすぐさま対応されたということで、この件についてはちょっと安心しているところでございますが、滋賀県の大津市でも歩道に車が飛び込んだということで、保育園児が犠牲になったということで、これにつきましても、うちにも何カ所か園がありますけど、そちらのほうの対応はいかようにされたのか、お尋ねしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

原議員の各園に対してどのような指導をされたのかという御質問ですけれども、各園でも安全対策につきましては十分に当然取り組みをされておられることと思います。職員間で危機感を共有していただいたりですね、職員、子供に対しても改めて安全教育や指導を実施していただくように助言をしていきたいと考えております。

また、各園と関係各課と情報を共有しながら、危険個所につきましては、行政として対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、回答を得まして、継続した打ち合わせ、協議、指導がなされることを望んでおります。

先ほど出ました交通安全プログラムについて、ちょっと内容についてお聞きしたいところがありますので、1つが、まず合同点検の体制としまして、小、中学校より上がった箇所を現地踏査ということになっておりますけど、メンバーからすると、教育委員会とか、建設課とか、総務課、それに警察署とかもありますんで、このような方々の意見も当然入ってて、もう一つが父兄さんからのそういった危険箇所の通報とか、何かしらの要望とかがあっているんじゃないかと思うんですけど、その辺をお尋ねいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま合同点検の手法、プログラムの中では、小、中学校より上がってきた情報をということで記載されております。この件について御案内をさせていただきます。

まず、通学路は、小、中学校が指定をしているところがございます。まず、小、中学校で把握する危険箇所というのが1つ情報としてございます。それから、その会議の中で警察署が持っております事故情報、それから不審者情報、こういうものが情報として上がってございます。

小、中学校におきましては、議員からも御質問いただきました保護者の情報等も含めて言いますと、28地区、小字では25地区ですが、小学校のPTAの役員さんは28地区に分けられております。この28地区から成る地区代議員の中で情報を集約し、小学校の教職員で取りまとめを行います。

また、中学校においては、地区の生徒会ごとに全生徒が28地区に分かれて年に3回、年度当初、夏休み前、冬休み前に地区の行事を確認する、そういう会議がございますが、その中で、通学路の危険箇所についても吸い上げを行います。この危険箇所が吸い上がったところについて教職員で現地確認を実施し、その情報といたします。このそれぞれの小、中学校から上がってきました案件を教育委員会事務局のほうで取りまとめてこの合同点検のほうに提案するという運びになってございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

小、中学校の保護者含め、28区のPTA役員等々から情報が吸い上げられるということで、これに反映させるということで、概要はわかりました。

今回、もう一つですね、この中で、この作成されたプログラム、点検箇所、これ含めてどのように発信というか、情報を保護者の方々へ、また町民の方々へされているのか、お尋ねいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より、この点検についての情報の発信ということで御紹介をいただきました。こちらの情報につきましては、児童・生徒には通学路の指導、点検ということでももちろん行いま

すが、町民の皆さん、保護者の皆さんへは上峰町のホームページを通じて御案内をしております。ホームページには、過去の平成24年度からの点検箇所対応状況等の一覧表、さらに通学路合同点検について対応してきた箇所の位置図について公表をしておるところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

町民の方々へホームページ等で知らしめているという回答であったかと思えますけど、実際この中身、何人かの保護者にこの存在ということでもっとお聞きしたんですけど、実際なかなかこういう情報があるということすら知らなかった保護者もいたわけなんですよ。

そこで、実際ポータルサイト上で発信するのは有効かもしれませんが、なかなかこういった自分にとってはすごくいい資料だなと思っているんですけど、こういったのを共有するという事は大事な事、そして、皆さんに知らしめることは大事な事ですから、こういったのをただ単にネット上というか、ポータルサイト上だけではなく、紙ベースで発信などもできないだろうかと思ってちょっと質問をしたわけなんですけど、その点については何か考えがあられましたら、お願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より情報の発信方法についてということで御質問いただきました。

現在、紙ベースはやってはおりませず、ホームページのほうへの公表ということで取り組んでおるところでございます。これにつきましては、推進会議の中でその情報の発信のあり方等について議論し、また、小、中学校と連携して協議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そうですね、まあ、今の回答で発信の議論をいろいろの場でしていただけるということで、実際、通学路の安全確保のためには、やっぱり住民の方とか、児童はもちろんですけど、日ごろから危険箇所について認識を有することが本当大事だと思うんですよ。こういう事故を受けまして強化をしていただくような形でお願いしたいと思います。

と、もう一つ、ちょっと要望なんですけど、対策一覧表でちょっと気になったのは、児童、保護者への注意喚起ということで、実際、対策内容が記載されているわけなんですけど、これにはどういった形で、現場があるので注意喚起をするということのちょっと流れがわからないんで、これを見ただけではどんなことが危ないのかなと、危険なのかなということがありましたので、よかったらその議論の中にですね、そういったこの一覧表のあり方などもそういう場に提案していただいて改善をしていただきたいなということがありますので、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より、対策一覧表の対策内容の中に児童、保護者への注意喚起という表現をしているところがございます。ここについて御質問いただきました。

この案件につきましては、現場は既に、例えば交通安全、そのハード的な、例えば横断歩道の設置であるとか、カーブミラーの設置については済んでおりますところでございます、ここについて子供たち、また保護者へは、その例えば横断するときに危険な箇所についてよく見て、横断の仕方についてさらなる指導、注意喚起をお願いするということで整理をさせていただいているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

それでは、今の説明からすると、この児童、保護者への注意喚起というところは、もう既にハード面が終わって実際今のところは安全ということでの認識の表現の仕方ということで理解してよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より御質問いただいたとおりでございます、安全対策、公安でありますとか、県の土木事務所等々が行う安全対策については既に完了をし、あとはそこを児童・生徒が注意をしながら、例えば横断してください、通行してくださいということで御案内しているところになります。

以上です。

○3番（原 直弘君）

済みません。ちょっとこう、今の説明わかりましたので、もう一つ内容的に、実際検討、対策済みということでここに記載されているわけなんですけど、これをちょっと数カ所点検に実際現場に行ったところ、1つちょっと不思議なのがあってですね、28番の横断歩道新設の申請で対策済みということがあったんですけど、実際これについては25年度、5年度に点検年次となっているんですよ。その中で、もうそのままずっと、今現在歩道がない状態だったんで、こういった振りかえといいますか、そういうのは実際されているのかなというのがちょっとこう疑問だったので、お尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より、この合同点検の中の28番ということで、皆様に御紹介させていただければ、県道の神埼北茂安線で野菊の里の前、3差路がございまして、そこへの横断歩道の要望についての意見部分でございます。

これは、実は地域から前牟田の子供たちが3差路を通りまして中学校へ行くところの歩道の設置について協議をした案件でございます。

ここで、御紹介させていただければ、そのすぐ西側、吉野ヶ里町との境周辺にもう一つ横

断歩道がございます。県道で横断歩道をつくるときに、こちらに移すためには吉野ヶ里町境の横断歩道は一旦、何といたしますか、その横断歩道をこちら、28番のほうにつけかえるということになります。そういうことで、申請はいたしました、その調整がうまく、今ある横断歩道を消してこちらのほうに移転するということについては、また地区の要望が重なりまして、続けざまに2本横断歩道をつくるのが好ましくないということで、そういう回答から対策済みという表現をさせていただいているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

大体今の説明で状況はわかりましたけれども、その点を含めてこういう一覧表の記載方法とか考えていただきたいと思います。

実際関係者じゃないとそういう経緯がちょっとわからないし、実際伝わらないと思いますので、その点の改善をお願いしたいと思います。

もう一つちょっと続けて、26年度作成の上峰町学校区安全対策マップというのが作成されておりますけど、これについても、以前から公民館等で確認をして、どの辺が危ないのかなということで認識していましたが、これについて、実際先ほどの交通安全プログラムの対策一覧はずうっと更新がなされていますけど、このマップについてはどのような形で更新がなされているのか、教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より、ホームページに掲載しております上峰町学校区安全対策マップについて御質問をいただきました。

こちらは、先ほどの上峰町通学路安全推進会議、これが平成24年度に行われましたが、これを機会に、上峰町の子供は上峰のみんなの力で守ろうと題し、平成26年度に作成されました。こちらはPTAの各地区の役員さんからの報告をもとに注意を要する箇所について取りまとめ、保護者への注意喚起を目的に作成されております。2年に1度見直しをかけ、現在、平成30年度作成のマップを活用しておるところでございます。

ホームページについては、当初の平成26年度について、当時、緊急対策ということで行われたという趣旨で、その26年度分についてはホームページに掲載をしているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

それでは、今の回答は26年度と30年度につくったけれども、まだ26年度しかポータルサイト上には載せていないということの理解でよろしいですか。はい。わかりました。

それで繰り返しになりますけど、やっぱり危険意識をなるべく大勢の住民の方に持ってもらうことで事件や事故を減らすことができると思うんですよ。それで、いろいろ先ほど答弁

の中で情報共有の方法を再考したり、この一覧表の書き方を考えたり、また再考したりということでの回答をいただきましたので、この点につきましては、積極的にそういう改善の方向でお願いしたいと思います。

それでは、次の要旨お願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

要旨の2番、通学路の安全対策について、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員の質問事項1、交通安全対策についての要旨2、通学路の安全対策についてという御質問についてお答えをいたします。

要旨1の中で少し踏み込んで答弁をさせていただいておりますので、一部重なるところがあれば御了承いただきたいと思います。

この推進会議の中で把握をいたしました危険箇所について、児童・生徒へ注意喚起を行います。さらに、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに歩道整備や維持管理などの対策から交通安全教室のような注意喚起まで対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討いたします。実施メニューをもとに、道路管理者を初めとする関係者間で連携を図り、安全対策を実施していただきます。

一例を挙げますと、県道坊所城島線の横断歩道の整備や維持管理については佐賀県東部土木事務所が対応をしていただきました。横断歩道の新設や塗りかえについては県の公安委員会が対応していただきました。——ああ、失礼、先ほど県道坊所城島線横断歩道と申しましたが、坊所城島線は歩道ですね、歩道の整備、維持管理について土木事務所でございます。横断歩道につきましては、県の公安委員会が対応していただきました。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今し方の回答の中で、歩道整備ということがあったと思いますが、なかなか歩道整備につきましては、通学路の全路線を対応することは大変難しいことかなと思っております。

実際、今回の事故を受けまして多くの自治体が道路の路肩のライン等、あと通学路の縁石、そういう点検を積極的に行って対策を進めていくということで聞き及んでおります。その中で、やっぱり歩道設置というのは用地買収等々ですね、なかなか時間のかかることなので、今回早急に、緊急的に、事故の発生を減らすために道路ラインの路側帯の点検、そして、本来ならば若干路肩を幅広くして、実際そこを小、中学生の通路として認識させるとか、あとはその路側帯にカラー舗装をしながらしてたんですけど、指導をして、カラー舗装により歩行者の認識も当然そこを通らなければということになりますし、通行する車においてもそこを注意して行くような形で、実際施工しているところは事故が減ったという報告もあります

ので、そのようなことが早急にできるのか、とにかく子供の安全のために早急にしていただきたいということで考えますが、答弁をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より歩道の確保、また、路肩のラインの消えかかっているところのまた修繕等によって明確に、また、カラー舗装をというふうに御意見賜りました。

まず、御紹介させていただければ、県道坊所城島線加茂の交差点から現在北へ向かって歩道の設置工事をしていただきました。これについては本当に多くの皆さんからの御要望を賜り、また、こちら通学路の合同点検の中でも希望をしていた案件が実ったというふうに喜んでいるところでございます。

また、路肩のラインにつきましては、この合同点検の中で何本かメニューとして掲げ、道路管理者よりそのラインの新たに塗り直しとか、それから、少し路肩を確保してラインを少し調整していただきですね、車道の許す範囲の中で路肩も広くとっていただいたり、そういった案件もございました。

今後につきましても、同様にそういう路肩の確保、歩道を歩くスペースの確保、また、議員より御紹介いただきました路肩のカラー舗装、これについてもいろいろこの会議の中でも御提案をいただいていたところでございます。あわせて、引き続き協議をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○3番（原 直弘君）

路肩ライン等々につきましては、施工を前提にさせていただくということでお願いするとともに、実際、昨年度に町道、特に学校周辺なんですけど、新しく舗装されたところがありまして、幸か不幸か、そこにまだ路肩ラインが引かれてないというところがあります。そこについては集落内でもありますし、道路も結構狭うございますので、そういった形で歩道、児童優先でそういうラインの設置をしていただきたいとともに、3差路交差点においても、急に3差路が見えてくる交差点というのをですね、交差点進入前からわかるように十字ラインとかTのラインとか、そのような形をしていただきたいなということで思いますけど、どうでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

路肩のライン、3差路の標示等々につきましても、その現地を確認し、県の公安委員会等と協議を進めていきたいと思っております。

また、御紹介すれば、小学校の現在、登下校に使っております歩道の前も菱形のマークを入れていただいて、歩道に人がいれば一旦停止をする、しなければ道交法違反という、そういうマークも多く学校周辺は入れていただいております。そういうことで、児童・生徒を守っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

ライン等々につきましては、とにかく早急に施工していただきたいとともに、先ほど点検プログラムが夏季ということになっていたんですけど、実際、夏休みの事故も結構多いございますので、できましたら、その前に、議会後にでも集められて、この推進会議をしていただきたいということで、この項は終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時5分まで休憩いたします。休憩。

午前10時48分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

一般質問を再開いたします。

ちょっと原直弘君に行く前にですね、ちょっと意見が出ておりますから。

武廣町長、執行部にお願いですけれども、執行部の方々が、全員じゃありませんけれども、答弁が低いということで、聞きづらいということで、ちょっと意見が出たものですから、よければですね、この時間から少し高い声で答弁をお願いしたいと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）よろしくお願いしときます。

そしたら、吉田事務局長何か、はい、どうぞ。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

少しお時間をかりて申しわけございません。先ほど原議員への答弁の中で補足したい案件がありまして、お時間をかります。

先ほど来の御質問の中で、上峰町通学路安全推進会議が私いかにもこの安全施設を整備する所掌をしているような表現になっておったことと存じます。これは今回の上峰町通学路安全推進会議は危険箇所を取りまとめてそれぞれの管理者への提案、要望をする団体、そういう会議でございますので、これをもって私ども教育委員会が安全施設を整備するわけではございませんで、各団体へ要望していく会議ということで、一般の条例規則で持った会議ではなくて、そういう提案を取りまとめる会議であったということでございますので、補足して修正させていただきたいと思います。よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

原議員いいですか。今から一般質問を行いますから、いいですか。次へ進んでいいですか。（「ああ、済みません。ちょっと今の件につきまして」と呼ぶ者あり）今ので、はい、どうぞ。

○3番（原 直弘君）

済みません。ちょっと今の課長のお話によると、工事については所管する課じゃないということでお聞きしましたので、実際さっきのやりとりの中でそういう形で回答をもらいましたので、実施に向けてということで回答いただきましたので、さっきの項は閉じましたが、今の説明では、所管課がまた別にあるということなんで、ちょっと続けて、どう、そういう対応についてどのような形で進まれていかれるのか、少しお尋ねしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

要旨の2番ですね。（「はい、そうでございます」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま原議員のほうから、道路のラインの処理とか、そういった安全面についてのどういうふうな考えを持っているかということの御質疑かと思います。

安全点検プログラムに基づきいろいろ提案を受けたことに関しましては、建設課のほうで協議をしながら、どういったラインの引き方がいいのかとか、どういった路面標示がいいのかとか、そういったところも警察等と協議を行いながら実施しているところでございます。

早急に対応できるものに関しましては、その年度内の予算で対応することとしておりますが、何分にもその予算も伴いますので、長期にかかるもの、今、議員のほうから提案がありましたカラー舗装とか、あとラインの路肩の拡幅によるラインの処理とか、そういったものに関しましては、検討を要することもございますので、十分現地を確認した上で次年度以降の対応になるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

私の答弁の声が随分低かったみたいで御迷惑をおかけしました。

基本的には町がさまざまな団体から安全施設の整備については要望を受けます。それはPTAさんもしかり、あるいはさまざまな団体がございますけれども、教育委員会にもいろんな声が集まっていると思います。

今後につきましては、町のほうで交通安全施設の整備担当課でしっかり行っていき、こういった混同するような組織で、実施団体みたいに思われるところがあれば、しっかりこれは見直し、整理していきたいと、この団体については思っております。安全施設の施工については担当課がさまざまな団体から要望を受けて、こうして実施をしていくということが自然の流れではないかというふうに考えてございます。

○3番（原 直弘君）

先ほど担当課長のほうから回答をいただきましたけど、先ほどちょっと誤解されている面があるかと思うんですけど、路肩の分の拡幅じゃなくて、路肩幅のですね、現在の道路に対して路肩幅をちょっと大きくするという、幅を広くするというになれば、そんな費用もかからないし、早急に対応できるかなということで先ほど歩道の設置の別策として申し上げたわけでございますので、その点を留意していただき、早急に対応していただきたいと思います。

何しろ、後から、ああ、ここはそうすればよかったということで、死傷事故等があったからでは遅過ぎますので、そういった早目早目の対応をお願いしたいと思います。

これにてこの項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、コミュニティバス（巡回バス、乗合タクシー、スクールバス）について、質問要旨の1番、利用状況について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

原直弘議員の質問事項2、コミュニティバス（巡回バス、乗合タクシー、スクールバス）について、要旨1、利用状況について、答弁をいたします。

施設間巡回バスにつきましては、3月25日から5月25日までの約2カ月間で、運行日数47日間、延べ人数595人、乗合タクシーにつきましては、3月25日から5月25日までの約2カ月間で、運行日数47日間、延べ人数1,558人の利用をいただいております。乗合タクシーの利用時間帯につきましては、午前中の4便で、全体の約7割を利用いただいていることとなっております。通学バスにつきましては、4月は運行日数16日、延べ人数1,736人、5月は、5月25日現在で、運行日数16日、延べ人数1,667人の利用となっております。通学バスについては、1日平均約106名、施設間巡回バス、乗合タクシーにつきましては、合わせて1日平均約46名の方に御利用をいただいている状況です。

以上、原直弘議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

先ほど利用状況について御回答いただきました。なぜこれをお聞きしたかということ、以前ののらんかいバスと、今回それに対応するのが巡回バスプラス乗合タクシーと思うんですよ。その中で、単純な比較はできないとは思いますが、直近の月、同じ月にどれくらいの人数が乗られたか、比較を教えてくださいということで思いますので、よろしく願いいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの原議員の以前ののらんかいバスとの比較ということでございますが、利用者の

1日平均となりますが、平成30年度は平均約107名の利用となっております。直近でいいますと、現在約152名の方の御利用となっております。増加傾向にあるということでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

実際、以前ののらんかいと比べると平均して107名と152名ということで、単純に比較はできないと思うんですけど、利用者は確実に今回ののらんかいバスのほうがふえているということで、自分の実感としても、皆様の意見聞きますところによると、実際乗合タクシーはとっても便利になったという声が本当に多数ありますので、これを機にですね、ますます、もう一方の意見では、のらんかいタクシーはなかなかシステムが難しいという方もいらっしゃると思いますので、その点を地道に啓蒙していただきたいと思います。

この項は終わりますので、続けてお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、意見、要望の対応について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

原直弘議員の質問事項2、コミュニティバス（巡回バス、乗合タクシー、スクールバス）について、要旨2、意見、要望の対応について、答弁をいたします。

新運行形態のコミュニティバスにつきましては、運行に当たり町内全地区におきまして地区説明会等を行ってまいりました。その中で、運行開始後、実証期間を設け、住民の皆様の声を聞きながら検討を行っていきますと説明を行ってまいりました。これまで上がってきた意見、要望等は集約をしているところでございます。地域公共交通活性化協議会の協議事項となっている案件につきましては、協議会の中で審議の上決定してまいりたいと考えております。

協議事項となっていない案件については、随時対応をしているところです。

以上、原直弘議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今、地域交通活性化協議会ということでのお話だったんですけど、実際要望が多々あっておると思いますが、その主なものを教えていただきまして、その対応としてその地域交通活性化協議会、これにかして検討する案件かどうかあわせてお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの原議員の要望の主なものは、また協議会での審議についてでございますけれども、主な要望の内容としまして、乗合タクシーにつきましては、12時台の便が欲しいですか、また、駅まで行けるようにしてほしい、また、バス停にベンチを設置してほしい、指定

施設をふやしてほしいなどの意見がございます。また、これらにつきまして、上峰町の地域公共交通活性化協議会の協議内容の中に計画形成等に位置づけられた事業の実施に関すること、また、乗り合い運送の対応及び運賃、料金等については協議内容となっておりまして、そちらについては、今後、上峰町地域公共交通活性化協議会の中で協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

先ほど要望の主なもの、そして、12時台の乗合タクシーの運行、ベンチの設置、駅への乗り入れ、私も12時台の乗合タクシーの運行については多くの御意見をいただいております。

実際使われる方はほぼほぼ病院とかが多いでございます、多い方がいらっしゃいますので、帰りに関しては、やっぱり受診者が多いと延びると、そのかわり12時台がないので、1時過ぎの台までずっと待っていたということをちょっとお聞きします、それは活性化協議会に強く提案していただいて運行するような状況になるように要望いたしたいと思います。

また、駅への乗り入れというと、別町というか、そういうふうな形になりますので、なかなか難しい面があるかと思っておりますけど、それも多くの方の意見を聞いておりますので、できるだけ検討して、実際運行できるような状況になるようですね、努力していただきたいと思います。

済みません、一言お願いいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの原議員からの御要望等の内容については、公共交通の空白地帯を解消するという目的がございますので、公共交通活性化協議会の中で随時検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

できるだけ、利用者のほうも多くなっているようでございますので、本当そういう意見をできるだけ受けていただいて、実施の方向で検討していただきたいと思います。

これで、この項は質問終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、スタディクーポン事業について、質問要旨、事業の効果の検証並びに対象者の枠組みについて、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員の質問事項3、スタディクーポン事業について、の要旨1、事業の効果の検証及び対象者の枠組みについてという御質問についてお答えをいたします。

上峰中学校放課補充学習事業は、平成26年度より実施し、平成30年度で5年間実施してい

る上峰中学校における学力向上を目指した学習支援事業でございます。

この事業にスタディクーポンという方式を平成30年度から導入し、生徒が希望する教育サービスを利用することができるようにいたしました。基礎学力の定着を初め、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会として生徒や保護者の皆様が活用しやすくしたものでございます。

事業の効果の検証につきましては、生徒、保護者の皆様にアンケートを実施いたしました。一部御紹介いたしますと、生徒及び保護者の皆様からのアンケートで好評価をいただいています。クーポンを利用できた塾などについて、「とてもよかった」及び「よかった」との評価が生徒で78.7%、保護者で89.8%を占めました。また、対象者の枠組みといたしましては、御案内しておりますとおり、中1ギャップの解消を視野に、基礎学力の定着に向け上峰中学校在籍する1年生を、また、受験対策苦手分野の克服として、中学校に在籍する3年生を位置づけてございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今回、この事業の検証ということでお聞きしたんですけど、3月議会においてこれを受けた業者が検証することになっているということでお答えをいただいております。その中では、検証はただ単に業者だけがするのか、それとも、発注者側も一緒に入っているのかどうか、するのであれば、業者との打ち合わせがあっているならば、どういった検証をされるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より事業の検証について御質問いただきました。

さきの3月議会で業者より、業者といいますか、受託しているのは法人でございますが、法人より事業の検証について報告があるということで御紹介をさせていただいております。この報告をもとに、教育委員会事務局といたしましても、この取り組みが間違っていないことを確信し、今年度についても進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、受託法人が検証をするということでございましたが、お尋ねしたのは、その教育委員会というか、発注者側が一緒に入るのかどうか、入るのであればどういう内容を考えているのか、それ指示するのかどうかとか、と、あと報告の、報告というか、その検証の時期等がわかれば教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員よりは、検証の方法についてということで御質問いただいたかと存じます。

検証の方法による、要はアンケートの内容につきましては、法人と、それから教育委員会の事務局とでどういうふうなアンケート項目をとっていかうかということで検証し、協議をし、アンケートを進めてきたところでございます。

また、報告につきましては、この事業が6月6日から3月29日までの事業でございました。よって、その後に報告ということで提出を、文書でいただいているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

それでは、検証というのは、昨年度にもう既に終わっているということで理解してよろしいですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

検証が昨年度のうちに終わっているかということでございますが、年度というところでございますと、3月31日をもってということでの御理解かとございます。また、出納閉鎖期間中、5月までの間につきましても、この報告をもとに教育委員会事務局のほうで検証していたところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、検証後にそういった意見を取りまとめて先ほどの答弁となったということで理解してよろしいですか。

それともう一つ続けて、昨年の実績ということで、いろいろな形でクーポンが利用できるということで学習塾とか家庭教師、文化スポーツ教室などいろいろありますけど、それを分類別に実績を教えていただければということでお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

先ほど御紹介させていただきましたアンケートの結果については、この報告書をもとに答弁させていただいているところでございます。

また、御質問いただきました取り組みの中で、事業者は37件の、参画事業者と申しますが、塾など、そういう登録をしていただいておりますところでございます。37事業者の御案内については、教室型が町内で9件、町外で24件、訪問型で1件、通信型で3件の事業者が登録をいただいております。

生徒の何名がどこにということは、次はまず夏季講習が60名、それから冬季講習が32名、その他参画事業者ということで先ほど御紹介させていただきました事業者で93名の利用があつてございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

先ほど数字をお示しされましたけど、その93名の方の参画事業者の内訳として、名称じゃ

ないですけど、スポーツ系とか学業系、文化系、そういうのをちょっとお示しいただきたい
と思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

文化系に係るものについて御質問いただきました。

詳しく数字を持ってきておりませんで、大変恐縮ではございますが、内容といたしまして
は、ピアノの教室であったり英語の英会話に係る教室であったり、それから野球教室であつ
たりというところが登録事業者の中にございました。

以上です。

○3番（原 直弘君）

文化系も入っていることということでちょっと理解したんですけど、その枠組みについて
ちょっと進んでいきたいと思います。

まず、枠組みが中1ギャップ、放課後補充学習の後継事業、貧困問題の解決ということ、
3つの枠組みでされているということで伺っておりますけど、まず一つ一つですね、中1
ギャップ、この件は小学校から中学校に進級した際に、学習環境や生活環境などの変化にな
じめないことから不登校やいじめの増加などの問題が生じるということで理解しております。
実際、中1ギャップということは、誰もがなり得る問題であるのに、これを根拠に町外に就
学する生徒をこの補助から外すということはいかがなものかなと思いますけど、この辺につ
いて説明いただきたいと思います。

ああ、ちょっと済みません。続けて言います。もう一つ、もう二つ枠組みがあります。放
課後補充学習の後継事業ということなんですけど、実際、放課後補充学習というのは受験生
を対象にして、中学3年生を対象にして始まった事業ということで認識しておりますけど、
このスタディクーポン事業につきましては、その枠から外れて、学習塾や家庭教師、先ほど
実績もあった文化スポーツ教室などの学校外教育も対象にしているということから、実際こ
の放課後補充学習の後継事業というよりも新規事業の色合いが強いじゃないかということで、
これについても説明をいただきたいと思います。

もう一つ、貧困問題の解決ということで枠組みの1つとありますが、貧困をどう捉えて
この事業の枠組みとしたのか。これイコール上峰中学校とほかの町外に就学する児童を分け
たということになりはしないかと思うので、その3点についてお聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま原議員より枠組みの件で3点御質問をいただきました。

まず、中1ギャップは、みんなが起こり得る可能性であるのに町外の学校へ通う子供を補
助から外すのはなぜかという御質問であったかと思います。

議員も御理解、御承知の中で、ニュアンスとして掲げていらっしゃるものの補助と
いうことでございます。私どももこの放課後補充学習事業、上峰町が設置する上峰中学校の

学力向上をもとに始めた支援の事業でございまして、補助事業ではないというところが一つ議員と私どもで議論の中でギャップがあったのかなと今感じておるところでございます。

中1ギャップは、議員御紹介いただきましたとおり、小学校の6年生から上がってきて、特に私どもの放課後補充学習では数学とか英語、中学校になって若干難しくなった、急に難しくなったところを夏休みに補充するというところからスタートしておるところの取り組みでございます。よって、答弁繰り返せば、上峰町の設置しております中学校の1年生に対する事業であって、補助事業とは若干ニュアンスが違うということを御理解いただければというふうに思います。

次に、3年生が高校受験に向けた取り組みの中で、その他、スポーツについて違うんではないかという御質問かと存じます。

こちらについては、保護者、また、生徒のほうから過去の放課後補充学習のアンケートの中で希望がございまして、進学についても十分自分の家庭で対応できている中で、さらに高校へ向けてスポーツであったり、そういう知識のほうも伸ばして高校の受験に対応したいというアンケートの結果から、こういう枠組みを少し広げて対応させていただいたという経緯がございます。

次に、貧困問題につきましてでございます。これは受託していただいております法人が持っておりましてそのノウハウの中で、また、文科省のほうからも出ております放課後の学校外教育で中学生の学力の向上に差が出てくると、また、貧困と学力の連鎖、学校外教育を受けることができないことによって学力の差が出てくるという事案、こういうことに対応する法人の取り組み、そこを尊重して上峰町としても取り組んでいきたいという考えがございます。

ただ、現在は放課後補充学習として行っておるところでございますので、中学校の生徒にひとしく対応しているところでございますが、今後議論の中ではさらにこの所得に応じて金額がまた見直すとか、そういう議論も進めていきたいというふうにも思っているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今ちょっと3つの枠組みに対して説明があったんですけど、ちょっと自分が申し上げたのとはちょっとずれたような感じですね。放課後補充学習の後継事業という位置づけがそもそもおかしいんじゃないかと、まず。当然、中学校でそのような形でクラスで行われているなら、もう全然その枠組みとしては適当だと思うんですけど、実際外の学校外教育も助成対象、済みません、先ほど補助ということと言われておりますけど、助成対象としているということがそもそも後継事業として本当適当であるかということの質問したんですよ、まず。

あと、貧困問題の解決というのは、そもそも私が言ったのは貧困をどう捉えているのか、

その法人のノウハウを、その法人それを取り入れたからそのままじゃなくて、本当にこの事業の際にですよ、貧困という枠組みだったらどう捉えていたのかということです。中学校と、私が言いたいのは、上峰中学校と町外に就学される児童さんの中学生を何でもそここれに分けるのかという問題なんですよ。分けたのかと。そいけん、今から議論のどうのこうので貧困をという話はまた別問題で、そもそもこの事業の成り立ちとしてはその3つの枠組み、もう一つ中1ギャップなんですけど、当然、上峰中学校、ほかの町外に就学する中学校、あの中学生、そもそもこの中1ギャップは誰にでも起こる問題なんですよ。で、またうちの
上峰町の場合は小学校から中学校にそのまま同じ学校内で繰り上がるんですけど、ちなみに、町外に行ったら、もう全然そこの中で友達もまた新たにつくらなければいけないし、かえってそのリスクがあるのは町外に行かれる児童かもしれないですね。その点についてちょっとお聞きしているんで、それに沿って回答をいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

これはね、あの3月の議事録をベースに今御質問だと思いますが、私の答弁だと思います。よって、私がどういう発言をしたかということ、まず中1ギャップの解消ということと、放課後補充学習で始まりました、受験対策で始まった事業の後継事業という言い方をしております、私が中1ギャップの解消ということと、放課後補充学習等で総合受験対策という位置づけで行ったというのは、要するにさきの事業の話をしているわけですね。その後継事業だという形容詞です。意味わかりますか。その受験対策と中1ギャップの解消は、これは矢動丸教育長時代に、要するに中1ギャップを私が公約に掲げ、教育長もそれが問題だというようなことをおっしゃっておられて、中1ギャップ解消のために教育、ICT機器を導入することで、そこにリテラシーを持つ環境をつくることで、いじめの問題等の環境をなくしていこうというような考え方でつくられたのが放課後補充学習でございました。

その後継事業であります、その後継の事業で受験対策ということなので、まず1点目、何でその中3生なのに部活動の児童についても、これ補助対象になるのかということですが、（「それはそういった意味じゃないですよ」と呼ぶ者あり）、いや、ちょっと待ってください、私が答弁中です。（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）私の理解が間違っておりましたら、そうかもしれませんが、スポーツをされている方もいらっしゃいます。剣道をされて身を立てていきたいという方、スポーツを中心に高校受験を考えておられる方、こういった声があり、以前の受験対策事業については学問のみでした。しかも塾は1社限定でございました。これを幅広いニーズに沿って塾であったり、習い事ができる環境を整えることで全ての保護者の要望についてかなえていきたいということで今回の事業を組み立てて、まずおります。

そしてまた、貧困対策でございます。貧困については、確かに詳しく貧困調査をする必要があることを事業者のほうも教育委員会にせつついておられることを認識しておりますけど

も、まだできてございませんで、この辺は非常に重要な課題だと思いますが、これは、我々の統計データをもとに文部科学省が貧困調査を行っております。貧困世帯については、ここで数字を私がつまびらかに、明らかにすることはできませんけども、記憶がございませんので、かなり貧困率が高まっており、児童の学習状況とその貧困率に相関が見られるということでした。よって、こうした放課後の時間外学習、学校外学習について予算を工面することで経済的なハンディを埋めながら貧困世帯についても学習環境を整えることができるのではという形で進めていきたいというふうに申し上げておりましたけれども、学校側から意見交換をする際に、私の理解では、貧困世帯のみにスタディクーポンの配布がされると、特定されてしまって、それがいじめの問題につながるのではないかというような御意見があって、全学生を対象にしているということでございます。

以上、中1ギャップと放課後補充学習、受験対策の延長でスポーツまで対象にしていること、そして、先ほど申しました貧困についてのこれまでの経緯について私の理解でございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと今、町長からお答えいただきましたけど、やっぱり私の意見というか、考えとは違うんで、それで、何でこう町外に就学する児童を外したのか、外す、それが根本的にちょっとこう私理解していません。先ほどの説明ではですね。（発言する者あり）中1ギャップの解消というのは、そしたら町外に就学する児童さんが当てはまらない、放課後補充学習の後継事業であっても、スポーツ教室や文化教室、学習塾、もう多岐にわたって事業をされる、されているのに、それはもうちょっと後継事業じゃないだろうというのがちょっと私の意見。

で、もう一つ、貧困問題の解決という枠組み、それでは、今それを上峰中学校に当てはめることは、差別とかいじめの問題があるということだったんですけど、それなら逆に、町外に就学されている方は、貧困貧困の差が、ちょっと線があやふやなのはどうして対象外、助成対象としていないということの、この3つはもう全然、先ほどの説明ではわかりません。

○町長（武廣勇平君）

だから、先ほど申しましたように、中1ギャップの解消と受験対策という事業の目的は、以前の放課後補充学習等にかかるものだという御説明をさきの議会でしております。それは、原議員は現在の事業の目的がその3つだということで、その3つとその理念、考え方にちゃんと整合性がないじゃないかというふうな御質疑であると思いますが、放課後補充学習、以前の放課後補充学習は中1ギャップの解消と受験対策という要素を持っていたと、それは中1ギャップの解消をどういうふうにこの放課後補充学習で解消しようという考え方だったかという、同じ教室、クラスに環境としてつくり、新しいICT機器を活用することで、当時はパネルで遠隔授業を受けるような内容だったと記憶しておりますけれども、それで、何

といいますか、機器に目を向けることでそうした、何とかな、いじめの環境をなくすというような考え方を当時言われたことを私は記憶しております。よって、それが中1ギャップの解消の方法、そして、放課後補充学習と受験対策といったことについては、この放課後補充学習でさまざまな問題がございました。スポーツで身を立てていきたい子もいらっしゃる。そうした子、あるいは塾についても当該おおさかの塾ではなく、ほかの塾に通っておられる御家庭もある。そうしたことを含めて改善をしなきゃいけないという環境の中、今回新しくスタディクーポン事業で対象塾、あるいはスポーツの種類がふえたということでございます。

中1ギャップの解消については、全事業の課題でございました。この課題がこの、そのまま後継事業として引き継がれたこのスタディクーポン上ですね、環境として上峰中学校の子供をまず対象にされているのは自然な当時からの流れではないかというふうに思います。

また、貧困の問題につきましては、わからないわけじゃないです。これ文科省の統計ですから、これは全国の自治体に同じような比率で当てはめていくべきものだというふうに思っておりますし、これまで教育委員会初め、我々が町外にPR、マスコミさんに報道していただく際にも、そうした指標をもとにお伝えをこれまでしてきたところでございます。一定程度といいますか、かなりこの貧困率は高まっているという現状がございますので、貧困調査については今後しっかりと教育委員会が中心となってですね、各課連携しながら行っていく必要があるかと考えてございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと今、何度も言うようですが、町長の考えられていることと、ちょっと私が考えていることの差がもう大分あるようですので、今後ですね、やっぱり先ほど別の事業でも申したように、PDCAサイクルですね、当然実施があつて、それを検証して改善というか、それを行う。その中で議論いただきたいのは、町外に就学される児童もこの枠組みの中に入れていただきたいというのがあります。その点について回答をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

教育委員会がしっかりとお考えになることですが、私は今の形が自然な流れであるし、この流れで問題点がなければですね、進めていくべきだと考えてございます。

○議長（中山五雄君）

これで3番原直弘君の質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時56分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○1 番（鈴木千春君）

皆さんこんにちは。1 番鈴木千春でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項に触れる前に、3 月議会が終了後、6 月の本議会までの間に、上峰町で鎮西山の桜ライトアップやトレイルラン等のイベントがありました。他団体や地域住民の方にも御協力いただいたかと思うんですけれども、町内の方はもちろん、町外からも多くの方に足をお運びいただいたと思います。私自身も参加し、参加したことを SNS 等を通じて発信しましたところ、盛況な旨、メッセージをいただきました。

こうした上峰町の魅力発信につきましては、開催することで町外の方が上峰に足をお運びいただく機会となることはもちろん、イベント参加者でありますユーザーのニーズを抽出できる場ともなることを改めて実感した次第でございます。イベントの中でもアンケートの実施をされていたのですが、私自身も可能な限り、いただいたメッセージは展開、発信し、場合によっては一般質問の議題として質問するようにし、過去の意見を考慮し、PDCAを重ねて改善を図り、よりよい上峰町の発展のために寄与できればというふうに思っております。この場をかりて少し触れさせていただきました。

では早速、私の一般質問をさせていただきます。

質問事項は大きく 5 点でございます。

質問事項 1、中心市街地活性化事業について。

本件につきましては、同僚議員より重複する質問がされていたかと思えます。また、現状では答弁しづらい点も多々あるかと思いますが、改めてお尋ねいたします。

質問要旨 1、今日までの進捗について。

3 月の一般質問後、今日までにプレゼン等のイベントがあったかと思いますが、現状の進捗につきまして答弁をお願いします。

質問要旨 2、SPC の設置について。

PFI 事業の特徴の一つでもあります SPC の設置について、3 月議会の中でも最近の PFI 事業の事例では設置しない事例もある旨、言及されていたかと思えます。中心市街地活性化事業においては SPC を設置するのもしないのか、それとも現状は検討中の段階なのか、答弁いただければと思います。

質問要旨 3、今後のスケジュールについて。

今後実施予定のタスクは何があるのか、また、町民の方を交えたイベント等があれば、そちらも答弁いただければというふうに思っております。

次に、質問事項の２、町の景観について。

質問要旨１、景観条例制定のスケジュールと現在の進捗は。

本件につきまして、現在検討されている景観条例の策定に向けての進捗とマイルストーンを答弁いただければと思います。

次に、質問事項の３、農業問題について。

質問要旨１、農家（上峰町）の現状課題と課題を抽出する手法について、質問要旨２、課題解決の現状の取組は。

本質問の意図につきましては、そもそも町内農家の方の課題を抽出、もしくは相談できる場があるのかどうかを把握したく、質問しております。

次に、質問事項４、野良猫の課題について。

質問要旨１、野良猫の課題対策に関する現状について。

本件、各エリアで頭を抱えている課題であると認識しております。難しいテーマであるということは十分に把握しておりますが、問題提起として、まずは現状の取り組みについて答弁いただければと思います。

最後に、質問事項５、疾病支援について。

質問要旨１、難病支援の現状と取組について。

本件につきましては、特定の病気ということは定めず、まず町で実施されていることがありますでしょうか。そちらを答弁いただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の１、中心市街地活性化事業について、質問要旨の１番、今日までの進捗について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項１、中心市街地活性化事業について、要旨１に関して答弁をいたします。

昨年５月のイオン九州株式会社の取締役会におきまして、本年２月末をもちましてイオン上峰店の閉店が決議をなされました。その後、町としましては６月に文書で、取得につきまして検討するため、イオン九州が所有する当該店舗に係る財産について情報提供をいただきたい旨の発出を行っております。また、７月には文書で無償取得をすることについて協議の場を持っていただくよう発出をしております。１０月には民間事業者を対象にサウンディング市場型調査を実施いたしまして、本年１月に事業者公募を開始し、さらに２月に応募事業者に対しての説明会を行いました。そして、２月末をもちましてイオン上峰店は閉店したとい

うことでございます。

その間、K a m i 女椿の会の開催や、総合戦略委員会時におきます各団体をつかさどる方々からの意見聴取に加え、商工会からの意見聴取、11月の末には議会全員協議会におきましての説明、昨年末には町長みずからが町民センターホールにおきまして住民向けに中心市街地活性化を議題とした講演会などを実施しております。

5月末にプレゼンテーションにより民間事業者から全体的な進め方などの提案を受け、内容に関し、審査を進めているところです。大きな案件でもありますので、公と民のリスク分担などの提案の内容をさらに深掘りする必要もあるため、提案をもとにした競争的対話を継続し、慎重に取り扱っているところでございます。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1 番（鈴木千春君）

懇切丁寧に、ずっとこれまでの経緯や進捗を説明いただいたかと思います。

現在、3月から6月の間での話の中でいろいろ——3月から6月じゃないですね、済みません。プレゼンの提案を受けて審査、深掘りし、競争的対話をもとに粛々と進捗というお話だったかと思うんですけども、現在の熟度の中ではなかなか答弁できる内容も少ないのかなというふうに同僚議員からの質問の中でも把握しているつもりでございます。ただ、粛々と進捗しているということは、想定範囲内で進んでいるという認識で捉えて問題ありませんでしょうか。答弁よろしく申し上げます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

スケジュール感からいたしまして、大きな逸脱とは考えておりません。そういう意味での粛々ということで御理解いただければ幸いに存じます。

○1 番（鈴木千春君）

進捗につきましては、逸脱して遅延等はないという旨の答弁だったかと思います。

で、ここで中身については、なかなか質問することは難しいというふうに思っているんですが、競争的対話が、いわゆる本事業に関する会議体であるというふうに認識しております。

この競争的対話の会議体というのは、月に何回とか週次で何回とかという回数ですね、に行われているのかという頻度をお伺いしてもよろしいでしょうか。例えば、これが月に1回しか開催されていないのであれば、3月から6月の間に3回しか行われてないですし、週次で行っているのであれば、もう10回以上行われているとかということがあるかと思うので、回数ですね、そこら辺、遅延がないということなので問題はないかと思うんですけども、会議体の回数について御教示、答弁よろしく申し上げます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

具体的な回数の明示に関しましては、ちょっと私も今、手元に資料を持ってはございませんけれども、実際、事業をされる民間事業者の方々におきましてはですね、いろんな部署が

あるわけなんですね。例えば、設計なら設計、施工なら施工、あるいは企画なら企画、維持管理なら維持管理というような部門、部門がございますので、そういったところと当然、複数回はやっておるというところで御認識いただければ幸いです。

○1番（鈴木千春君）

確かに今の答弁の中で、各部署ごとにそれぞれ進捗を図り、対話を進めているという答弁だったかと思います。各部署ごとにやられているというのはわかるんですけども、全体でとかっていうことというのはないのでしょうか。それとも、こういう競争的対話というか、部署ごとに細かく進捗させていって、当然、その部署をまたいでの情報共有じゃないですけど、そういうことも発生してくるんじゃないかなと思ってですね。そこら辺は、なかなか進めていく中では課題というか、情報共有ですね、そういう部分もあると思うので、全体で行っているものについてはあるかどうかということと情報共有の仕組み等、実施されていることがあれば答弁いただければと思います。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

もちろん統括してやっているのも、やっております。それはもちろんでございます。

情報共有の仕組みということなんですけれども、もちろん発注者であります地方公共団体のほうがですね、仕様を明確にするということができないような事業というの中にはあるわけなんですね。ちょっと本町に限らずですね。民間事業者等から募集要項等から公共側のニーズというものと意図するところの100%をちょっと理解することが難しかったりする場合がございます。ですので、提案を行う際に不必要な負担を強いられてるとかいう場合も中には、よその事例を見てるとあったりもしますので、そういった公共と民間の相互理解を深めるためというのがちょっと一つ大きな目的になっておりますので、そこでの対話において各コンソーシアムの中で共通理解を得ていただくというのがこの対話の重要な点でもございますので、そういった情報伝達に関しましては、そういう理念に基づいてやっているというところで御理解いただければ幸いです。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中では、官と民の相互理解の中で進めていかれてるという答弁だったかと理解しました。

今、昨日、本日もありましたけども、同僚議員からの質問の中で話されていた検討がなされてるテーマの中にリスク分担という言葉が出てたかと思うんですけども、リスク分担のほかに話されてる内容って、どんなことが話されてるのかなということが、もし答弁できるのであれば答弁のほうをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

リスク分担が、ちょっときのうのやりとりとかの中ではちょっと際立ったような形になったかと思うんですけども、ほかに進め方というものも一つあるかと思います。全体的な事業

の作業工程だったり、どういう感じのスケジュール感を持っているかとかですね。あるいは詳細をちょっとお話しすることは難しいんですけど、一昨日申し上げましたが、例えば、オリンピック・パラリンピックの開催とか、こういったものにつきまして資材とか人件費というのが高騰傾向にございます。ですので、そういったところの経済条件だったり、そういったものに関しては、中でも非常に重要な案件になりますので、そういったところにつきましてはじっくり話をしていきたいというふうに思っております。

○1番（鈴木千春君）

リスク分担のほかに、進め方等、あと、経済状況等を考慮されたことが話されているということでの答弁だったと思います。

今、一連のこの答弁の内容を聞いてみますと、スケジュールというか、逸脱した遅延はなく、部署ごとに細かな決め事を確認しつつ、かつ官民の相互理解のもと、決めるべきこと、リスク分担であったりとか進め方、スケジュール等、経済的な要素に関する部分まで議論というか、競争的対話が持たれているのかなということを理解しました。

本件につきましては、確認できる、答弁できる内容というのかなり制限があると思いますし、私の中では聞きたいことは聞けたと思っていますので、次の質問に行ってください。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次に進んでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の2番目、SPCの設置について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

資産の流動化に関する法律によります特定目的会社をSPC、スペシャル・パーパス・カンパニーというような頭文字をとってSPCというんですけれども、SPCと交渉いたします。

従来の公共事業では、施設の設計、建設の際に必要な費用は公的資金で対応をしておりました。これがPFI事業では、設計、建設に必要な資金の一部をSPCが金融機関などからプロジェクトファイナンスという形で借入れ方法で調達するのが一般的というふうになっております。これによりまして自治体は建設時期に一度に資金を支出する必要がなくなりまして、提供されるサービスの対価としてSPCに資金を支払うことになります。SPCは必ず組成しなければいけないというものではなく、近年ではSPCを設置しないパターンという、こういったトレンドもございます。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1 番（鈴木千春君）

S P C の設置について答弁いただいたかと思います。

P P P、P F I 事業ですね、P F I 事業の特色の一つであるという旨、最初の登壇したときにも話させていただいたんですけども、最近の傾向としてS P Cを設置しないということもパターンとしてあるという旨、答弁いただいたと思うんですけど、そもそもS P Cを設置しない場合にはどんなメリットとどんなデメリットがあるのかということがちょっと理解できてない部分があるので、答弁のほうをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

S P Cを設置する場合のメリット、デメリットということの質問かというふうにお見受けしております。

まず、メリットといたしましては、S P Cというのは特別目的会社でございますので、P F I 事業の運営のためだけにつくられる会社となります。そのため、財務の状況の見通しがわかりやすく、清算時の残余財産の処分も比較的しやすいというようなことがメリットとして挙げられます。

デメリットといたしましては、S P Cを組成するために別途組成費用というのが必要になります。あるいはコンソーシアムの各企業が出資をいたしまして利回りを設定しますので、会社設立までに時間がかかる。そうすると、事業スタート時に会社設立を待って契約する必要があるというようなこともございます。そのため、スピード感や事業者の費用感という意味ではデメリットとなるでしょう。そういったところが大きくデメリットとメリットとして挙げられるかというふうに思っております。

以上でございます。

○1 番（鈴木千春君）

今、メリット、デメリットについて答弁いただいたかと思います。特定目的会社がそのために運営していくということのメリットというのは大きいと思うんですけど、その反面、設立までに時間がかかるということであつたりとか別途組成しなきゃいけないということの双方、本当メリット、デメリットがあつて判断が難しい部分であるかと思います。

で、そういった部分ですね、ぜひとも慎重な判断というか、1 番の質問の中では競争的対話の中でいろいろと議論がなされているという旨、答弁いただいていると思うんですけども、ぜひともですね、判断難しい部分も多々あるかとは思いますが、慎重な判断と適正な決定をしていただければということを強く要望します。

本質問は以上です。

次へをお願いします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の3番、今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の3に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となりますことをまずもって御容赦願います。

スケジュール感といたしましては、提案の内容に関しての競争的対話の後に優先契約事業者の選定を行い、基本協定を締結していく流れになるだろうと思います。その後、事業者契約の仮契約というものをを行うんですが、仮契約を本契約にするため、議案上程をすることとなります。ほかにも関連議案を上程いたしまして、関連議案を議決いただいた暁には事業着手ということになるというふうに考えております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

本件につきましては、同僚議員からも同様の質問がされていて、同一の答弁だったというふうに思うんですけども、これはひとつ要望になるんですけども、以前、昨年の末のほうにセミナーに参加させていただいた際に、本当、具体的な内容でのこの中心市街地活性化事業に関することが町から発信されていたように私は思います。公の発表以外で、昨年実施されたようなセミナー等で町民の方々に対する概要を発表するというか、発信する予定というのは今後のスケジュールの中にもあると思うんですけども、ぜひとも、関心も高いことですので、そういう発信を積極的にしていただければということを強く要望して、この質問は終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、町の景観について、質問要旨の1番、景観条例制定のスケジュールと現在の進捗は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項2、町の景観について、要旨1に関して答弁をいたします。

私どものほうでも、先日、県のほうに赴きまして、今の現況といいいましょか、状況を伺ってまいりました。現在、県内で条例を制定しておりますのは、佐賀市、唐津市、武雄市、嬉野市、鹿島市、有田町、神崎市及び吉野ヶ里町の8団体ということで把握をしてございます。

理念やたてつけによりまして、条例を制定する際の景観形成の取り組み方に差異が生じるため、庁内でも方向性の協議が必要かというふうに考えております。本町において姿図を検

話しながら、作業に着手することになるかというふうに考えております。

スケジュールにつきましては、現段階ではっきりした期限は申し上げることはできませんけれども、遅滞なく作業していきたいというふうに考えています。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁を聞いていますと、県に勉強しに行って、他の事例を参照していると、で、方向性を決めるという話だったかと思います。

で、私、実は土木工学科で学生時代に景観に関することを学んでた時期があったりするんですけども、景観条例って本当に粒度というか、大きい部分で捉えることもできれば、もう本当、家の色に関してまで指定するという、そういうミニマムな範囲まで及ぶ部分があつてですね、何というか、非常に曖昧というか、制定するのがなかなか難しいという印象を持っているんですけども、その景観条例の中で盛り込んでいきたい要素というか、テーマというか、そういうものが現段階で想定があるのであればですね、答弁いただければと思います。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かにマクロ的なところからミニマム的なところまで、いろいろな考え方があると思います。ですので、先ほど答弁で申し上げたとおり、理念とかたてつけというのは、まさにそのところございまして、そここのところのエッセンスをですね、今後協議していくことになるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

本件につきましては、これから作成していくものであるということは、一つのチャンスというか、機会であるかなというふうに思っています。

また、町の景観については、町民の方々の生活はもちろんですが、町外の方も来て、その居心地だったりとか見た目——まさに景観ですね、その部分等がやっぱり考慮されていくべきだと思っております。

これはちょっと話がそれてしまうのかもしれないんですけども、私が学生時代ではあるんですけども、景観に関するボランティアに参加したことがありまして、その中では定期的に町民の方々を集めて、まちづくりをして、まちの景観について好きなところと嫌いなところ、景観という言葉を伝えたときに町民の方々の理解というのは余り浸透してなかったと思うんですけど、そこら辺の教育も含めてですね、町歩きと勉強会等をしてですね、好きなところ、嫌いなところをワークショップでまとめて、最終的なドキュメントにして成果物を作成しました。で、その成果物をですね、その自治体に提出をするような形で、条例をつくる際の参考にしていただくというような取り組みをしたことがあるんですね。

で、上峰町も同様のことをやってくださいというわけではないんですけども、私がそういうボランティアに参加してみて思ったことは、やっぱり自分たちのそういう要望とかが町の条例の中に反映してくることとか、愛着とか、こだわりとかということ吸収できる場に町はなったでしょうし、町民の方々はそれを伝える場になったんじゃないかなと。

で、そういう仕組みがあればですね、これからつくっていくものであるならば、そういうふうに町民の方々の意見を吸い上げられるような環境を設けていただけたらということちょっと要望したいなというふうに思っております。

ちなみに、景観条例を策定するに当たって、町民の参加型の機会というのは現段階で想定はあるのでしょうか。答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

枠組みや進め方、そしてアプローチ、これによってもいろいろやり方が差異が生じるだろうというふうには思っておりますが、そういった進め方の手法も含めて、これからの協議という形になっておりますので、現段階でなかなか、済みません、うまい答弁できなくて大変申しわけないんですけども、全てがこれからという形で御理解いただければというように思っております。

○1番（鈴木千春君）

進め方とアプローチの方法について検討されているという答弁だったと思うんですけども、ぜひとも町民の方々の声を吸い上げられるような場を設けてですね、これからつくるものであるならば、直接そこにかかわる町民の方々の意向をぜひとも反映してほしいなということを強く要望して、この質問を終えます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項3番、農業問題について、要旨の1番、農家（上峰町）の現状課題と課題を抽出する手法について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんこんにちは。鈴木議員御質問の質問事項3、農業問題について、要旨(1)農家（上峰町）の現状課題と課題を抽出する手法についてについて答弁させていただきます。

農家の現状課題としましては、農業従事者の減少による担い手の育成、確保、集落営農組織の法人化、農地の利用集積、耕作放棄地対策、鳥獣、被害対策等が農林業センサス等によりまして現状課題として把握できるところでございます。

抽出につきましては、地域の農業者の意見を聞くとして、昨年度は農業委員会におきまして農業者と農業委員会の意見交換会を行ったところでございます。その他、地域で連携して取り組んでおります農業関係の会議や農業者の皆様と接する機会に、そういった現状課

題につきましては把握に努めているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中で、法人化、鳥獣病とか意見に関する課題、認識している課題というのはあるというふうに、そういう答弁だったと思います。また、手法についても、農業委員会を通じて意見交換会等で収集する仕組みがあるという旨、理解しました。

実際に意見交換の際に上がってきた課題というか、悩みとかということは、先ほど言われた内容以外には何かございますでしょうか。また、実績の件数等を示せるようでしたら答弁いただければと思います。お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

先ほど鈴木議員再質問のところで、実績の件数、また、この意見交換会でのこういった報告がなされたかについてお答えさせていただきます。

農業者との意見交換会につきましては、年に1回以上というふうなところで規定があるところでもございますが、昨年につきましては12月の末に1回開催しておるところでございます。

そうした意見交換の場で意見の内容としましては、担い手の育成、確保につきましては、子供のころからの農業の体験というふうなところが重要ではないか、そういうふうなところで、子供の稲刈りについて、小学校であります、稲刈り体験も実施するところで、ほかのこの意見交換会に臨まれた方たちについても、そのときに子供と触れ合うような、農業と親しむような機会を持つところでも話が出ました。また、この手作業による稲作の体験ですが、近代、スマート農業というふうなところもございまして、機械化が進んでいるところで、そういった機械化したところについても小学生の子供たちに紹介して、農業に興味を持ってもらえたらどうかというふうなところの意見もございました。

また、農業の施策につきましては、この解決の取り組みとして町のほうで農政のところの事務一般的なところについては、全て農家の困り事、農家の課題を解決するための取り組みとして我々業務を行っているつもりでございます。この農業施策につきましても、農業者の皆様には補助事業の内容ですとかがちょっとわかりづらいのではないかと、もうちょっとわかりやすくしてほしいというふうなところもございました。また、集落組織の法人化につきましては、今、任意組織でございますが、法人化の要件があるところで、そういった法人化のところで各地域でももちろん法人化についての取り組みというふうなところで話し合いをさせていただいております。そういった話し合いの中で出てきました意見につきましても、やはり法人化のメリットについてもうちょっとというふうなところの御意見もございますし、今ある集落営農の組織の一つが法人化したところで、法人化によります農業の継続的な発展とはつながらないのではないかと、もうちょっと枠組みを広く捉えるべきではないかというふう

などころの意見もございました。

そういったところで、農業者との意見交換会の実施の場においては、そういった意見が出たところがございます。

以上でございます。

○1 番（鈴木千春君）

今の答弁の中で、年1回の交換会ですか、ちょっと表現が違ったかもしれないですけど、会議の中でさまざまな課題を吸い上げていると。それに関する取り組みも一部おっしゃっていただい——答弁いただいたかと思えます。

年に1回、そういう場を設けてちゃんとやるというのは、すごい非常にいいことだなと思うんですけども、私のこの立場であっても、結構いろいろ農家の方々が相談して来たり、こういうことで悩んでいる。もちろん承継問題とかもそうですし、ドローンってどうなのとか、そういう補助金ってどういうのがあるとかっていうことを聞かれることも多々あるんですね。さっきの取り組みの中で、そういうことに関してはやるという、やる、やられるというか、構想の中にあるというような答弁だったのかと思うんですけども、そもそも、例えば、電話とかメールとかで農業に関することで相談の連絡とか問い合わせみたいなことって、役場には連絡というのはございますでしょうか。なければならないで構わないんですけども、答弁のほうをお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員再質問の農業関係にあるEメールですとか電話での相談はあるかというふうなところでございますが、内情といたしまして、できる方、できない方というふうなところもございますが、Eメール等による問い合わせ等はちょっと現段階で確認したことがございません。

電話によりますところですけど、農業者様の声を聞くところで日ごろ業務をしておる中で、電話での問い合わせというふうなところですね、電話の内容が全て相談というふうなところとは勘案するところではありませんが、そういった電話の節々でもですね、こういった農業者さんが抱えて、考えておられますことというのは把握できるところがあるかというふうなところで考えます。

以上でございます。

○1 番（鈴木千春君）

今の答弁の中では、やはり高齢の方に限った話なのかもしれないんですけども、Eメールでの問い合わせ等はないということであったり、電話はないというような答弁だったかと思うんですけども、実感として、やはり悩んでいたりと課題に向き合ってる、壁にぶつかってる方っていう農家は非常に多く私の周りにもおります。そういう実感があります。

で、それを踏まえた上でですね、窓口ではないんですけども、そういうことを何か発信と

いうとまたあれなのかもしれないんですけども、難しいのかもしれないんですけども、実際問題、悩まれてる方は非常に多くいるというのが私の実感でして、ぜひともですね、そういう課題の吸い上げと、せっかく取り組みに関しては、そういうことを実施することで解決できる農家の方とか救える方、多々いるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひともそちらのほうを発信していただくということを要望して、この質問を終わりたいと思います。

ちょっと一部、次の質問に行っていたらこう思うんですけども、一部、答弁していただいている部分もあるかと思うんですが、いま一度、課題に対する現状の取り組みについて答弁いただければと思います。お願いします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番目、課題解決の現状の取組はということで執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員質問の質問事項3、農業問題について、要旨(2)課題解決の現状の取組はにつきまして答弁をさせていただきます。

課題解決の取り組みというところでは、まずは課題を把握して、農業者の皆様とともに取り組んでいくことが重要なところでございますので、先ほど質問要旨1で回答しました農業者等との意見交換会とした会合を行っていくことが重要だと考えております。そして、その中で地域の課題を把握して、農業者と一緒に知恵を絞ってまいりたいと考えているところでございます。

また、農業の問題は、上峰町のみならず、地域内で同様に課題として抱えるところでございますので、県普及センター、農協等と地域で連携しまして検討及び支援を行っているところもございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今、まさにおっしゃっていただいた答弁のとおりだと私も思っています。まずはその課題を抽出して把握することが重要なのではないかなというふうに思います。

で、今現在の私が感じてる課題としては、町内の農家の方々がさまざま課題があるけど、それを伝える場がないのではないかなというのが、仮説ですが、一つの課題になってるのではないかなというふうに思っています。

そこで、収集していただいた意見に関して、意見交換等を通じて知恵を絞って連携できる箇所、県だったりJAと連携して課題の解決に取り組んでいただければなというふうに思っているんですけども、何か恐らく課題解決に関する取り組みをしてく中で、そういう何か課題を解決してることも多分過去にはあったかと思うんですよね。そういう課題を解

決してるものについては、何かこういう事例として発信とかするっていうようなことというのは今現在やられてますでしょうか。取り組みの一環として答弁いただければと思います。お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員再質問の課題解決の取り組み状況を町のほうで発信されているかというふうなところでございますが、課題解決の取り組みとしまして日ごろ業務をしているところですが、あんまり芳しいような成果が出ているところも、なかなか難しいところもございます。

また、町の現況としましては、ホームページのほうに農業委員会というふうなところで、現状のところの平成30年度の目標及び達成に向けた活動計画というふうなところで、農業委員会というふうなところで、これに向けた取り組みの計画表みたいなやつがですね、ホームページでアップしておるところもございますが、何分、その実績が伴っていないところもございまして、ほかのこの課題解決のところですね、広報周知というふうなところで、格好いいとは申しませんが、そういうふうなところの成果的なところをアップしているところはございません。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中では、課題解決に芳しい結果が伴ってないから発信してないというような答弁だったかと思うんですけども、今、現時点ではそういうふうな途中経過の状況であるならば、それはやむないことなのかなと思うんですけども、例えば、過程でこういう取り組みをしているということを発信するだけでも、興味がある方は問い合わせをされてくるきっかけになったりとか、同じことで悩んでて解決策、先ほど知恵を、意見交換の中で知恵を絞るという話もあったかと思うんですけど、その知恵をかりられる場になるのではないかなと思うので、印象として何かこう、もうやられている、いろいろ活動されているというのは十分承知しているつもりではあるんですけども、それをやっているのであれば、表立って発信するということですね、課題解決に当然資するのではないかなというふうに私は思っておりますので、今は結果が出てないという状況かもしれないんですけども、過程でも示せる部分があったらですね、当然、私も見たら、知り合いの農家の人にこういう記事が役場のホームページにあったよとか、そういうこともできるので、ぜひともやっていただければというふうに強く要望して、この質問を終わります。

次に行ってください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の4番、野良猫の課題について、要旨、野良猫の課題対策に関する現状について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうから、鈴木議員の質問事項4、野良猫の課題について、要旨1、野良猫の課題対策に関する状況についてという質問につきまして答弁いたします。

答弁に際しまして、野良猫につきましては、飼い猫のいない猫という表現で答弁をさせていただきたいと思います。

猫によるふん尿被害、あちこちで生まれる子猫、猫が好きな方と嫌いな方との間に起こる対立など、今、地域を悩ませていることの一つに、飼い主のいない猫の問題があるかと思います。このような猫に対する問題は、本町においても同様な苦情が寄せられておりました。

そういう中、地域住民が主体となって、飼い主がいない猫に不妊、去勢手術を施して、これ以上ふえないようにし、一代限りの命を全うするまで、その地域で衛生的に管理する活動、いわゆる地域猫活動を応援する目的といたしまして、平成30年度より飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術費用の補助事業を行っております。

平成30年度実績につきましては、申請件数6件、不妊手術17匹、去勢手術22匹の合計39匹でありました。

地域猫活動につきましては、平成29年4月号の町民だよりで、トラップ——捕獲、ニューター——不妊手術、リターン——もとの生活場所に戻すの頭文字であります「TNR活動と猫ボランティア」と題しまして、特集号にて本町にて活動されています黄色い猫じやらの紹介も行っております。

今後、飼い主のいない猫をふやさないためにも、飼い猫の正しい飼い方や飼い主の責任などを明確にするとともに、住民が主体となって飼い主のいない猫を適正に管理することが必要になってくると思います。町としても、地域猫活動につきましては今後も応援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中で、話の中にも触れられていたと思うんですけども、本件は非常に難しいテーマであるということは私も十分理解しています。声なき弱者であります猫、飼い主のいない猫ですね、飼い主のいない猫をみずからの責任で活動されている方がいる一方、そもそも猫のアレルギーである方であったりとか、ふん尿の被害に遭われている方、あと例えば、縁側にいたりとか車のボンネットに足跡がついているというような被害のあられる方と、双方それぞれの問題があるというふうに私も感じていて、非常に難しいテーマであるなというふうに思ったんですが、さっきの答弁の中でもありました避妊手術に対する助成の広報、私も参照しました。で、そういう野良猫の、飼い主のいない猫に困っている人に会ったときに、そういう活動というか、支援を町がしているという旨、私も積極的に伝えてはいるんですね。で、この活動というのは、つまり猫を去勢することによって、新たに不幸な猫が生まれてく

る数を減らしてく活動だと思うんですね。

こういう猫を減らすための活動と言うとあれですけど、響きが悪いですが、そういう不幸な猫をふやさない取り組みであるということをですね、積極的に私も議題の中で触れることで、一部広報できるのではないかなと思って、このテーマを上げさせていただいたんですね。

で、今お話の中でありました苦情に関する事で、年間というか、日常的に町に野良猫が原因で来る苦情の連絡とか、そういう悩みの相談みたいなのっていうのはありますでしょうか、答弁をお願いします。

○住民課長（扇 智布由君）

鈴木議員からの苦情の連絡等がありますかというような内容の御質問だったかと思いますがけれども、補助事業を行いました地区では、飼い主のいない猫の数が随分減りましたというようなことで御報告をいただいているところでございまして、効果が出ているのかなというところを感じております。この苦情のほうもですね、私どもも件数的には随分減ってきたなという実感がございます。

で、またほかの地区からもですね、この補助事業に関しまして御相談を受けたりもしておりますので、丁寧な説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

やはり今の答弁を聞いてみても思ったんですが、この避妊去勢手術に関する取り組みというのは非常に効果があるのではないかというふうに思っておりますので、積極的に進めていただくとともに、猫、そのTNRのトラップという話があったと思うんですが、その設置して、おりを借りられるとかっていうことを町民の方々は知らない方が結構いる印象があつてですね、広報の中で問い合わせの窓口等も恐らく記載されているんだと思うんですけど、私自身もそういうことを発信していこうとは思っているんですが、一匹でも不幸な猫がふえないために、本件については積極的な発信を強く要望して、この質問を終えたいと思います。

では、次の質問をお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の5番、疾病支援について、質問要旨の難病支援の現状と取組について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

鈴木議員の質問事項5、難病支援について、要旨1、難病支援の現状と取組についてに答弁いたします。

現在、指定難病の331疾病につきましては、県が窓口となり、難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づき、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する

ための医療費の助成制度がございます。

対象者は所得の階層区分により自己負担上限額が規定されております。また、障害者総合支援法の対象疾病に該当する方は障害福祉サービスの受給が可能です。介護保険制度に同等のサービスがある場合につきましては、介護保険制度が優先されます。

雇用・就労相談支援や、歩行が困難な方を対象とした佐賀県パーキングパーミット制度があり、利用証の交付を行っております。県と連携をしながら、難病の患者さんや御家族等の療養生活向上のための支援に取り組んでおります。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中で、町の中で取り組みされていることがあるという旨の答弁だったかと思っております。

今回、この質問をさせていただいた意図というのが、実は私の親しい人間が白血病に感染したんですね。そのことで何か、知らないけど、いろいろ困っていることがあるという旨、相談に受けて、問題提起として今の現状の取り組みを聞かせていただいたという形ではあるんですけど、本当に人知れず戦っていたり困っている方がいるということを目の当たりにしたので、今、この立場になって、こういうことこそ、まさに議題に上げなければいけないというふうに思い、今回質問させていただきました。

で、今、病気を限定せずに質問をいろいろしてたんですけど、白血病のことについて私のほうで他の市町村に関する取り組みの内容というのを少し調べたので、この場をかりて説明したいんですけども、白血病に関するドナーの助成を支援する制度がありまして、こちらが白血病のドナー登録をすると。ドナー登録をすると、大体おおむね1週間から10日程度入院が必要だと。その入院したときに、どうしても会社を休まなきゃいけなくって、有休等を消費しながら休むんですけど、それがなかなか許してもらえない企業があったりするというようなことがあるみたいなんですね。で、実際に日本骨髄バンクのデータによると、健康上の理由以外でドナー、骨髄液を寄附できなかった、移植できなかった方というのが66%に上って、そのうちの43%が都合がつかない。その都合がつかないという中の理由の一つに、そういう経済的な理由で、会社を休むと収入が減ってしまうというようなことがあるということだったみたいなんですね。で、それに対する支援の補助として、骨髄ドナー登録をして、患者が見つかって、骨髄液を提供したときに休む会社に対する支援の方法を全国で200自治体が助成を行っているという記事がありました。佐賀県も、少ないですが、実際にあります、やっているとところがですね。

具体的な例としては、ドナーが見つかって会社を休んだ場合の補助をドナーに20千円、勤務先に10千円する補助があったりとか、で、自治体によってはドナーだけ20千円とか、10千円、5千円とか、額とかもあると思うんですけど、これは上峰に限った問題ではないですし、

なかなか取り扱ってもらうのは難しいことなのかもしれないんですけども、そういうドナーがふえることで救える命がたくさんあるということを痛感した次第でして、問題意識というか、そういうことが少し、わずかでもドナーがふえるような取り組みも私もできたらいいなと思って、この質問をさせていただいております。

ちなみに、こういうドナーに関する支援の補助があるということは何か御存じでしたでしょうか。そこら辺をちょっと答弁いただければと思います。もし知らなかったということであれば、そういう支援の内容とかっていうのは自分で情報をとりに行かなきゃいけないのか、それとも、そういう骨髄バンクのほうからそういうような何か資料みたいのが送られてくるのかというのはちょっとわからないんですけど、そこら辺も含めてちょっと説明いただければと思います。お願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの鈴木議員のドナーへの支援、補助についての取り組みということでございますけれども、全国的に見てみますと、市町に助成制度を行っている都府県がございます。で、その助成制度を受けまして、市町が支援事業を行っている自治体が多いようでございます。現在、佐賀県にも助成制度を行っている自治体があるようでございますが、佐賀県では県からの補助は今現在あっていない状況になっております。で、県の補助を受けまして、県内全市町、県内全市町村で一斉に支援事業を行っている県もございます。で、今後は県の情勢等を見ていきたいとは思っているところではございます。

また、その情報について自分で情報を取り入れていかなくてはいけないのかという御質問でございますが、ただいまドナーの登録等については広報ですとかホームページのほうで掲載をしているところがありますので、支援をしたいという善意のある方につきましては、そちらのほうで情報をとっていただくという形になるかと思います。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今、答弁いただいた内容でもそうですし、私がこの質問、ピンポイントに白血病のことにについて言ったので、ないから、これを必ずやらないとという話ではないと思うし、こんな問題は多分いっぱいあるんだと思うんですよね。病気に関してですね。で、こういう問題というのは非常にデリケートだし、何か例えば白血病はやるけど、あの病気はやらないのとか、一個やってしまっただけでは何かほかのものについてもいろいろ話も出てきてしまうので、検討というか、進めるに当たっても慎重に考える必要があるんじゃないかなというふうには思うんですが、ただ一方で、人知れず困っていたり戦っているという方がいるというのは、私も非常に心が痛い気持ちになって、この質問をさせていただいたんですよ。

ですので、いつまでにこれをという話ではないんですけども、そういうことを視野に入れていただいて、いずれかの形で、また改めて質問させていただこうとは思いますが、そ

ういう収集して、これはやるべきだと思うものがあつたらですね、ぜひとも積極的に取り入れていただければということを強く要望して、この質問は終えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時20分まで休憩いたします。休憩。

午後2時6分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

2番大川徹也君、よろしくお願いします。

○2番（大川徹也君）

皆様こんにちは。2番議員の大川徹也です。本日、議長より一般質問の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

私は今回、大きく5つの質問事項があります。まず1つ、コミュニティバスについて、2つ目、消防団員の安全確保について、3つ目、税滞納の対応について、4つ目、ふるさと納税について、5つ目、イオン跡地開発についてです。

詳細、質問要旨を私は多岐にわたって上げておりますので、一つ一つ読んでしまうと時間がかかってしまいますので、手元の御資料を御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

今回の質問事項を決めた経緯に関しましては、上峰町の住民の皆様とお話をした中で御相談事を受けたことや、また、私がこの一般事務について疑念、疑問を持ったことについて上げさせていただきました。そういうことで、きょうも執行部からのわかりやすい回答を期待し、またお願いいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、コミュニティバスについてということで、質問要旨の1番、今春新たに始動したコミュニティバスで、通学福祉バスの停留所に「八枚地区の多目的研修集会施設前広場」が指定されているが、これは「上峰町学校区安全対策マップ」に「不審者

の危険」場所として指定されている。安全な場所に停留所を変更できないか、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

大川徹也議員の質問事項１、コミュニティバスについて、要旨１について答弁をさせていただきます。

多目的研修集会施設前につきましては、平成12年４月の事業開始時よりバス停を設置し、運行をしてまいりました。今回、運行形態を変更するに当たり、小学校、議会、区長会、地区説明会を経て事業を進めてきたところでございます。

御質問をいただきましたバス停やルートの変更につきましては地域公共交通活性化協議会の協議事項となっており、多目的研修集会施設前のバス停につきましても地域公共交通活性化協議会の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○２番（大川徹也君）

先ほどの福祉課課長の答弁、しかるべき段階を経て今回のコミュニティバス通路、バス停が決められたということをおっしゃっていたかと思います。

この地域公共交通活性化協議会の中で、皆さんよく御存じの、先ほど同僚議員も持っておられましたが、上峰町学校区安全対策マップ、この存在はそこで認識、共有されていたでしょうか。答弁をお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの大川議員の質問の協議会の中でマップは共有していたかという認識はしていなかったのかという御質疑かと思います。

先ほども御説明をいたしました、事業開始時の平成12年度より設置しているバス停でございます、公共の施設でありますことから、運行についてはこれまで事故や問題等がなく実施をしてきたという認識でございました。今回、御指摘をいただいたということにつきましては、再度再確認、認識をいたしまして、協議会の中で検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと補足的に改めて強調してお伝えをしたいんですが、今回、先ほど課長が申しました小学校、議会、区長会、地区説明会の了承を経て事業を進めたことではございますが、このバス停については平成12年の運行開始時より設置して運行をしてまいりました。よって、今回の新バスにおいて新たに設置したバス停ではございません。そのニュアンスがちょっと議員さんと執行部とちょっと認識が違うのかもしれませんが、よって、こうした手続は経ているものの、先ほどのマップに掲載しているということについて、小学校、教育委員

会のほうでどのような認識か、答弁をさせます。

○教育長（野口敏雄君）

先ほど大川徹也議員から示されました上峰町学校区安全対策マップについてでございますが、これは小学校のPTAが主となりまして、地区の代議員さん方から情報を集められて、2年に1回のペースで、子供たち、あるいは保護者の方々への注意喚起を目的につくられてるマップでございます。

今回、こういったことでのバス停を決められるに当たっての根拠としてこのマップが使われるということについては、小学校のPTAのほうもそこまでを意図して、きちんと根拠なり、あるいは何といいますか、事実確認をしてですね、各28地区ぐらいあったと思いますけれども、そういったところでの危険箇所としてきちんと公表できるというところまでは至っていないので、余りこれが何かを決められるときの根拠にされるのはちょっと困るというようなお話も実際に上がっております。

ただ、先ほども申しましたが、子供たちや保護者の通学路や、あるいは遊んだりする地域の中での注意喚起を目的にしていますので、そのことも十分御理解をしていただければということでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

ただいま福祉課課長、町長、教育長より答弁いただきました。その中で、従前よりここはバス停として使われていた、また、今まで被害がなかった、また、これが、上峰町学校区安全対策マップがそういったバス停を決める際の根拠としては薄いということについての答弁だったと理解します。

さて、私はこのマップの意味、もう少し深く考えていいんじゃないかと思います。従前がどうだったから、今まで被害がなかったから、根拠が薄い、理由にならないと思います。事故や事件はいつだって今までなかったのにまさか、そういったことが多いかと思います。私は実際に現場を目にして、そして、近隣の住民の方々に何人か聞き取りをして、確かに営業車のような車が木陰で休んでいる、そういった状況を時々見ますよということもいまだに確認しております。

私はちっちゃな子供がやはりあの辺を一人でバスの乗降をするのは危険な状態と考えます。ぜひ執行部の皆さん方には、一度決まってしまったものですから、すぐ簡単にはというところもあるかと思うんですが、これは再考していただくことができないでしょうか。これは質問です。答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

私の言葉足らずで議員が誤解をされているようでございますので、改めて申し上げますが、このバス停の変更をしないと申し上げたつもりはございません。議員がこのバス停について

は、今回のバスの新設に伴い、更新に伴い新設されたニュアンスで手続を踏んでいたのかを気にされている様子でございましたので、これについてはかねてからバス停として設置、運行開始時、平成12年、初代ののらんかいバスのときから設置をしていたという事実をまずお伝えをさせていただき、これについて平成24年からPTAの危険箇所マップに今起こしてあるということでございますが、PTAの先ほどの意見もございますけれども、議員からの貴重な御意見、また、地域のお声を踏まえた意見だと思いますので、先ほど担当課長が答弁申し上げましたとおり、健康福祉課としてですね、多目的研修集会所前のバス停につきましても地域公共交通活性化協議会の中で検討していくということを申し上げたところでございます。

○2番（大川徹也君）

ただいま町長より地域公共交通活性化協議会でこの当該のバス停について協議するというのを御答弁いただきましたので、この質問については終わります。

○教育長（野口敏雄君）

済みません、この項目を終わりますと言われたところでまた発言をさせてもらって非常に恐縮なんですけど、先ほどの大川議員の御発言の中で、子供たちの安全確保のためにですね、本当に周りの大人はいろんな情報を得ながらしていかなきゃいけないということは全く同感でございますけれども、冒頭の御質問のときに、この上峰町学校区安全対策マップを地域公共交通活性化協議会の中でちゃんと使われたのかどうか、参考にされたのかどうかというような御発言があったものですから、そこまできちんとこれがないと、地域の安全、危険箇所の確定というようなものにはならないのかどうかという、そこまでの大きな、何といいますか、皆さんで協議をしてつくった絶対必要なものというところまではないんですよということをお知りおきいただきたくて先ほど発言したということを御理解いただければと思っております。

もちろんこれも参考にはなりますので、それからまた、ほかにもいろんな情報を得ながら、子供たちの危険箇所などについては情報を共有し合うということは大事だろうとは思っております。

○議長（中山五雄君）

執行部にお願いですけれども、挙手をされるときには声を出してください。右から手を挙げられているか、左から挙げられているか、わからない点がありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次へ進みます。

要旨の2番、今回、3/24から新たに改定された通学福祉バス、町巡回バス、乗合タクシーのそれぞれの延べ利用者数は。また乗合タクシーの実利用者数は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

大川徹也議員の質問事項 1、コミュニティバスについて、要旨 2 について答弁をいたします。

通学バスにつきましては、４月は運行日数16日間、延べ人数1,736人、５月は５月25日現在で運行日数16日間、延べ人数1,667人となっております。

施設間巡回バスにつきましては、3月25日から5月25日までの約2カ月間で運行日数47日間、延べ人数が595人となっております。

乗合タクシーにつきましては、3月25日から5月25日までの約2カ月間で運行日数47日間、延べ人数が1,558人となっております。乗合タクシーの実利用人数は136人です。

通学バスにつきましては、1日平均約106名、施設間巡回バス、乗合タクシーにつきましては、合わせて1日平均約46名の方に御利用をいただいている状況でございます。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

本日、同僚議員からもありましたように、新しくこのコミュニティバス開通いたしまして、新たなこの乗合タクシーがよい評判を得ているという声も多々聞くということを聞いて、私もうれしくあります。

と同時に、今、担当課長より答弁をいただいた数字を見ているときに、施設間の町巡回バス、この施設間町巡回バスの利用人数について、これは従前の町の巡回バスと比べて平均的な利用はどうなっているのでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの大川議員の巡回バスについて、以前ののらんかいバスと比べて利用状況はどうかということでございますが、今回、運行形態が３種に増設をしております、単純に比較ということはできません。先ほどの原議員さんのときにも答弁をさせていただきましたけれども、平成30年度の１日の平均の人数としてが107名、直近でいいますと全体で今現在約152名の利用となっております、増加傾向にあるということでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今まで新しく運行されたこのコミュニティバスの中で、陳情や、また、要望などは役場のほうに入っているでしょうか。答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの大川議員の現在のコミュニティバスへの要望はという御質問でございます。

これも先ほどの原議員の答弁の内容と若干重なると思いますが、要望としては、12時台の便が欲しいですか、町外の駅まで乗り入れをするようにしてほしい、それから、ベンチを設置してほしい、それから、指定施設をふやしてほしいなどの要望がございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今、課長の答弁にありました幾つかの要望以外にも、実は路線や時間帯についての相談を受けました。そういったことも含めて、この地域公共交通活性化協議会で改善する余地というのがありますか。答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの大川議員のただいまの要望以外にも路線、時間の変更について改善の余地はあるかということでございますけれども、上峰町の地域公共交通活性化協議会の設置要綱の中に協議事項というものを設けております。その中に、運行エリアですとか運行ルート、バス停の設置、運賃、料金、運行業者等、そのようなものについては協議会の中で諮っていくこととなっております。で、今現在、要望については取りまとめをしておりますので、それについては協議会の中で諮っていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

要望に対して協議をしていただけたという答弁をいただきましたので、この質問については終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、消防団員の安全確保について、要旨の消防団員の命を守る為、早急にそれぞれに対して防火服の貸与又は支給ができないか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、大川議員の質問事項2、消防団員の安全確保について、質問要旨1、消防団員の命を守る為、早急にそれぞれに対して防火服の貸与又は支給ができないかとの御質問にお答えをいたします。

議員御質問のとおり、防火服につきましては、消防団員の皆様の安全を確保、また、命を守るということから必要な装備であると認識をしておるところでございます。

防火服の装備の現状としましては、消火活動の際に最前線で筒先のほうを持つ隊員のためということで、本部及び第1部から第4部の各部に現状2着ずつ、全体で10着を配備しております。

現在の防火服につきましては、平成27年度、28年度それぞれに5着ずつ購入をしておるところでございます。

今後につきましては、各部の必要数のほうを検討しながら予算化に向けて努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今、担当課長から答弁をいただきました内容としては、一定数の防火服を貸与、もしくは支給されておられるということを確認いたしました。

で、実はこの御相談を受けたのは5月の下旬でありまして、上峰町消防団の幹部の方からでした。で、幹部の方がこうおっしゃるにはそれなりの理由があるかと思います。協議をするということ、今、課長が答弁しましたが、協議の予定としてはいつごろをお考えでしょうか。答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

今、大川徹也議員のほうから御質問がありました協議の時期ということでございますが、これにつきましては、議員のほうが消防の幹部の方から御要望を受けたということでお話をされましたが、基本的にうちのほうでも定期的に幹部会等々を開催をしております、消防につきましては。で、その中で意見等々も出ております。ただ、今のところ、先ほど申しましたとおり、必要個数、1着65千円ということで、現状ですね、結構高額なものでございます。そこで、全団員が町内で定数が170ということでございますが、全体的に全部に必要なかというお話はちょっと伺っております。で、今後につきましては、その幹部会で、当然、各部の部長さんたちもおいでになりますので、そこで必要数の検討等は行っていくことになるかと思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

担当課長にお尋ねします。

幹部会というのはどのくらいに一遍行われますか。

○総務課長（高島浩介君）

必要に応じてですが、定期的に年に3回程度は現状行っているかと思っております。

○2番（大川徹也君）

それでは、最寄りの幹部会でこのことについて協議をしていただけたらと思うんですが、それは可能でしょうか。

○総務課長（高島浩介君）

直近に開くことのある幹部会の中で、議会のほうからも要望があっているということで、個数についても、幹部会で決定というよりも、事務局は事務局としての考え方がございますので、その中でのお話になっていくかと思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

協議をしていただけると答弁をいただきましたので、この質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項 3 番、税滞納の対応について、要旨の欄の 1 番、昨年度発生した滞納された税金等の不納欠損の項目及びその金額、そして件数は、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（矢動丸栄二君）

2 番大川徹也議員の質問事項、税滞納の対応について、要旨 1、昨年発生した滞納された税金等の不納欠損の項目及びその金額、そして件数はについての答弁をさせていただきます。

平成30年度の不納欠損については、3つの理由項目において実施しました。

1 つ目が地方税法第18条第 1 項による 5 年時効によるものです。不納欠損額は3,284,055 円となります。件数が33件です。

それと 2 つ目ですけれども、地方税法第15条の 7 第 4 項による執行停止 3 年経過によるものです。不納欠損金額は908,537円、件数は 9 件となっております。

3 つ目です。地方税法第15条の 7 第 5 項による執行停止後の即時消滅によるものが不納欠損金額が60,609円、件数が 2 件となっております。

以上が大川議員に對しましての回答となります。

○2 番（大川徹也君）

今、課長御答弁いただきました 5 年時効、3 年経過後、また、執行直後の云々、なかなか難しい言葉でしたので、わかりやすく説明をお願いします。

○税務課長（矢動丸栄二君）

では、1 つ目に申し上げました地方税法第18条第 1 項による 5 年時効についてのまず説明を申し上げます。死亡者及び生活困窮、または所在不明の者で、納税相談や財産調査により納付が困難な場合に行うことになっております。

それと 2 つ目ですけれども、地方税法第15条の 7 第 4 項による執行停止 3 年というものは、生活保護受給者の者で、保護受給者から 3 年を経過したときに行っております。

それと最後、3 つ目にですけれども、地方税法第15条の 7 第 5 項による執行停止後の即時消滅ということがあります。これは徴収することができないと明らかになったときに、その納税者が死亡されたということです。死亡されて、その相続放棄もされて、納税者がいなくなったときがたまにございますので、その案件が 2 件ございましたということになります。

以上であります。

○2 番（大川徹也君）

それでは、滞納の種類、大きく分けて 3 種類の答弁をいただきました。

それでは、滞納をしている内容ですね、こういった部類のものの滞納かの項目を代表的なものを幾つか挙げていただいてよろしいでしょうか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

項目については、ちょっと細かなことはちょっと申し上げられません。大まかなもので答

えさせていただきたいと思います。

主に固定資産税ですね、まず、固定資産税のほうが率的には一番高くなっております。その次に国民健康保険税、続きまして住民税ということで、率から申し上げますと固定資産税のほう、半数以上が固定資産税となっております。あと、引き続き1割ほどが国民健康保険というふうになっております。済みません、ちょっと詳しく申し上げないで申しわけありません。

○2番（大川徹也君）

今、課長の御答弁では、固定資産税、国保税、住民税、そのほか軽自動車税とか、税はいろいろあると思うんですが、代表的なものを言っていました。

そして、平成30年度に不納欠損した先ほどの固定資産税、国保税、住民税の合計の金額は教えていただけますか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

項目については、いろんなプライバシーのことがありまして今回控えさせていただきたいと思います。先ほど申し上げたとおり、率で申し上げたぐらいで控えさせていただきたいと思います。

○2番（大川徹也君）

金額の総計は個人を特定するには当たらないと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

先ほどのやりとりを聞いてまして、議員は主なものというものの総額をお聞きになられておられて、課長は全額、項目別の金額を答えるのは難しい、ちょっとかみ合っていないような形になっておりますが、不納欠損額全額については、これは公表できるものというふうに思いますが、ただし、以前から私がこれ長年携わってきたところで申し上げますと、滞納の関係で一つ一つの項目とあわせて金額等が発表されることで、その滞納者が特定されるようなことはあってはならないということでお聞きしておりますので、先ほど課長が申し上げられたのはごもっともでございまして、項目ごとの金額並びにその状況といいますかね、項目ですね、項目そのものと金額がセットで語られる状況というのは議会にはなじまないものではないかというふうに私も考えます。

議員がお尋ねなのは、主なものの全額を、滞納金額全額をお知らせしろとのことでございますが、その主なものの定義がちょっとよくわからなかったんですが、固定資産税の滞納額と国民健康保険税の滞納額、この2種類のみでございましょうかね。それであれば、後ほど課長から答弁させていただきます。

○2番（大川徹也君）

今、町長の答弁にありましたように、質問としては、固定資産税が計幾らの不納欠損が出たか、また、国保税が幾ら出たか、住民税が幾ら出たかというのを知りたかったのでありま

す。また、30年度の合計の、全てを含んだ不納欠損額の合計も知りたかったのであります。これは教えていただけるでしょうか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

では、不納欠損額の総合計ですけれども、先ほど3項目ですね、最初の答弁させてもらったときの合計金額のほうで4,253,201円となります。4,253,201円ですね。で、そのうち固定資産税につきましては2,696千円、2,696千円、続きまして、国民健康保険税になりますけれども、1,231,763円、1,231,763円となります。あっ、済みません、それと住民税のほうですけれども、住民税のほうで354,800円、354,800円となります。

以上になります。

○2番（大川徹也君）

今、主なものの総計を挙げていただきましたが、そのほか軽自動車税など全て含めると、不納欠損額の総計は30年度は幾らになったのでしょうか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

不納欠損額の合計ですけれども、4,253,201円です。4,253,201円となります。合計金額です。

○2番（大川徹也君）

課長、今、答弁いただきました固定資産税や国保税、住民税、そのほか全ての税金、細かい部分も含めての統計の金額と理解してよかったのでしょうか。——ありがとうございます。

では、この質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の2番、未収債権発生後の督促手続はどのように行われているか、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（矢動丸栄二君）

2番大川徹也議員の質問事項、税滞納の対応について、要旨2、未収債権発生後の督促手続はどのように行われているかについて答弁させていただきます。

まず、現年度分についてですが、督促につきましては、税目、期別ごとに納期限がございまして、その納期限を20日に督促状を出しております。その後、納税がなければ、催告書をまた発送をしております。時期につきましては、税目ごとに納税期限がございまして、納期ごとに時期を見て催告状を発送いたしております。

また、過年度分につきましても同様ですね、催告状を発送を行っているところでございます。

以上になります。

○2番（大川徹也君）

納付期限後2カ月して納付がなかった場合に督促——済みません、20日ですね。20日ほど

納付がなかった場合は督促、そして、それからさらに2カ月なかった場合は催告ということで今理解しました。

それで、催告でも納付が行われなかった場合はどのような手続になりますか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

まず、催告状を発送いたします。で、それでも反応がなければ、一応催告書の中には差し押さえをしますよという予告書も文書として入っております。その中で大体の方はそれで反応がございまして、こちらに税務課のほうにお出向いていただいて、いろんなお話、また、納税をしていただくようになっております。で、それでもどうしてもお出向きというか、反応がないということも多々あります。その方に対しましては、こちらのほうでは財産調査を実施しております。金融機関、銀行とかですね、また固定資産もそうですけども、あと、生命保険等の調査も長期にわたり——長期というか、滞納が続くような方と見込めたときにはそういった調査を行って、まず財産調査をして、それから順次差し押さえという流れになっていっておところが現状でございます。

○2番（大川徹也君）

催告でも納付がない場合に財産調査をして差し押さえの手続になるということですが、その間、滞納者との——済みません、議長、3番と、ちょっと4番を含んだちょっと質問になってしまうんですが、これは可能でしょうか。

○議長（中山五雄君）

2番から引き続き3番、4番で行くということですか。

○2番（大川徹也君）

はい。

○議長（中山五雄君）

はい、結構です。

○2番（大川徹也君）

ありがとうございます。議長から許可をいただきましたので、続けて質問させていただきます。

財産調査をしたら、それは有無を言わず差し押さえになるんでしょうか、それとも、何か接触があるんでしょうか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

まず、財産調査を行いまして、例えばですけど、銀行にまず3カ月分の口座の動きをわかるような書類をいただきます。で、その方が月々どれぐらい銀行の口座に入って、また、どれぐらい引き出しをされているかと、そういうことが、3カ月分ですけども、わかるようになります。その中で、月々、何月何日に定期的に給与とかが入っているような状況がありましたら、まず、その方の生活状況ですね、世帯員とか子供さんたちとか、いろいろあります

けども、その金額に応じて本当にその人がこの金額に少しまだ、例えば、余裕があるとかいうことがまず判断できたら、まず銀行のほうの口座のほうをとめるような形になります。で、とめて、で、そのとめたことによってまた納税者さんが出向いてこられて、それからまたの話というふうな流れになっていくのが主な話になっています。

○2番（大川徹也君）

そのような先ほどの課長の答弁にあったようなケースは平成30年度ありましたでしょうか。件数は結構です。あったかないかだけで結構です。

○税務課長（矢動丸栄二君）

済みません、件数はちょっと本当に把握できていませんけども、あっております。財産調査のほうも数十件ですね、何というんですかね、ちゃんと調査をして、これはもう少し深く調べるべきじゃないかなという案件もございました。また、そういったふうに財産調査、また差し押さえとかに伴う相談もあっております。

○2番（大川徹也君）

答弁をいただきましたので、4番までの質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の5番、必要に応じた滞納者への財産調査、差押等の手続はどのように行われているか、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（矢動丸栄二君）

要旨5、必要に応じた滞納者への財産調査、差押等の手続はどのように行われているかの答弁をさせていただきます。ちょっと先ほど申し上げた分と重複することがあるかと思えますけども、御了承ください。

滞納になっている方につきましては、随時財産調査を、先ほど申し上げたように、金融機関や生命保険会社等に対して調査を行っているところでございます。

差し押さえにつきましては、催告書や差し押さえ予告書を発送いたしまして、指定納付期限を過ぎても納付、または納税相談がない方を対象にして、預金や生命保険の差し押さえを行っているところでございます。

ちなみに、平成30年の差し押さえ予告書の件数ですけども、給与が41件ありました。と、年金につきましては6件、そういった調査を行っているところでございます。

以上になります。

○2番（大川徹也君）

このように手続を経て平成30年度の不納欠損額が約4,250千円となっております。これはやはりこのような手続をとってもどうしても出るというような、これ金額なんでしょうか、それとも、何かしら改善点というのはあるんでしょうか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

先ほどもおっしゃった不納欠損の理由につきましてですけれども、どうしてもまず生活困窮者がまずいらっしゃいます。それとあと、所在不明の方もいらっしゃいます。それと、会社につきましてはごく一部ですけども、経営困難のほうで納税されてないところもございます。あと、どうしても生活困窮のほうが一番の理由になっております。また、生活保護者ですかね、になられた方につきましても、3年経過すると執行停止ということで不納欠損額が出てくるような形になっています。通常——通常というか、定期的に所得、給与がある方につきましてはこの中には実際では上がってきていないような状況になっております。

○2番（大川徹也君）

5番の質問についてはこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の6番、未収債権の回収を外部委託している場合、委託が有効な手段となっているか。委託していない場合は委託しない理由は、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（矢動丸栄二君）

要旨6、未収債権の回収を外部委託している場合、委託が有効な手段となっているか。委託していない場合は委託しない理由はについて答弁させていただきます。

未収債権の外部委託につきましては上峰町では行っておりません。全国的に調査をしましたところ、先進的な事例としましては東京都練馬区で納税案内センターという団体がございまして、そこで納税の先ほど申し上げた催告関係ですね、税の催告関係の発送業務を民間委託をしているということでお聞きをしているところでございます。徴収につきましてはそのまま区役所のほうでですね、行われているということになります。

で、上峰町で委託していないという理由としましてですけれども、振り込み詐欺とかですね、そういった被害が出て、こういった事例もあっておりますので、委託につきましては慎重に、できたら慎重にの方向で考えていきたいと思っておりますので、今のところは詐欺等の事例もありますので、今のところはちょっと検討をしていないというか、慎重にしていかなきゃいけないかなと思っております。

以上になります。

○2番（大川徹也君）

6番の質問はこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の7番、未収債権に関する管理台帳ほか管理資料はどのように整備されているか、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（矢動丸栄二君）

要旨7、未収債権に関する管理台帳ほか管理資料はどのように整備されているかについて答弁させていただきます。

滞納者の管理につきましては、広域で運営しております鳥栖クラウドセンターのシステムにより管理をしているところでございます。納税相談の内容や催告の発送履歴など、個人ごとに管理をしております。

また、納税相談による分納誓約や差し押さえ資料など、紙ベース資料につきましては、個人ファイルを作成し、管理をしているところでございます。

以上が回答となります。

○2番（大川徹也君）

7番の質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の8番、時効管理はどのように行われているか、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（矢動丸栄二君）

要旨8、時効管理はどのように行われているかについて答弁させていただきます。

時効管理については、広域で運営しております鳥栖クラウドセンターのシステムを利用しております。対象者を抽出することで当該者と折衝や催告などを行っておるところでございます。

以上で要旨8についての回答とします。

○2番（大川徹也君）

今までお話を伺う限り、やるべきことというのは決まっていらっしゃる。決まっているようで、そして、していらっしゃるんだらうと。しかし、実際不納欠損額として4,200千円ほどの欠損額が出ています。

今、いつの時代もそうでしょうけれども、やはり本当に生活に困窮して税金を払うのも大変な方っておられると思います。ただ同時に、税金を払うのを後回しにして自分たちの生活を優先する。生活といっても、必要最低限の生活ではなく、遊興費であったり、物を買ったり、こういったもの。そして、同じお給料を仮にもらっていたとして、片や国民の義務である納税をしっかり行う人と、片やその義務を後回しにし、自分の、また自分たちの生活の利便性を求める方、そういった方々にやはり不平等感がないようにしなければならないと思います。個人的に、役場も議会もそうですが、個人的なことは抜きにしなければならないので、こういったことを話しますが、税務課としては本当に払える能力がある方に関してはそのような管理をしかと行っていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

先ほど大川議員さんから申し上げられたとおり、まず、納税は国民の義務になつとります。まず、もともと収入があったからこそ課税となつとりますので、まず、その課税が、納税義務ということは収入があったということになりますので、そこがまず基本的な考え方と思つとります。

先ほど申し上げたとおり、どうしても今の現状、現況が生活が困窮されている方につきましては私どもも、一件一件状況が変わりますので、そこを管理しながら、監視しながら対応していきます。基本的には全て納税は国民の義務になっておりますので、そこは淡々と納税徴収のほうをやっていきたいと思います。

○2番（大川徹也君）

それでは、8番、質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項、ふるさと納税について、質問要旨1番、不適切な寄付集めをしたとして全国で4市町が来年9月まで制度を適用できなくなったが、この4市町ほどではないものの、不適切な寄付集めをしているとして、上峰町も指定期間を今年9月までの4カ月とされている。先般の3月議会では上峰町は問題ないとの町の答弁だったが、なぜか。また、現在のふるさと納税の寄付金の基金残高はいくらか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項4、ふるさと納税について、要旨1に関して答弁をいたします。他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

私どもも当時の通知文の解釈について、総務省や県への確認は必要の都度行ってきました。しかし、総務省は法制化の直前に詳しい例示を出してはきているものの、法制化の直前までは送付された通知の内容を繰り返すのみで、曖昧な回答に終始していたため、通知の内容をそしゃくし、各自治体で解釈、運用を行ってきた経緯があります。早い段階で国から詳しい例示を示していただければ、各自治体の対応も違っていたかもしれません。私どもも通知の内容をそしゃくし、一定の基準に従い解釈をしてきましたが、総務省が考えている解釈内容と多少温度差があったのではないかと考えられます。

また、基金残高ですが、決算認定を受けていない状況ですので、あくまでも見込みということで答弁申し上げます。3月末現在で約3,090,000千円となります。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

今、室長答弁をいただきまして、また質問をします。

総務省の自治税務局市町村税課が出しているデータがあります。平成30年9月に出されて

おります。内容はこういったものかと申しますと、ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果、返礼品割合3割超の返礼品を送付している246団体、昨年9月1日時点です。この中に上峰町が該当しております。上峰町の回答としては、9月中に見直しという回答をしています。

また、同じく同局より出されたデータですが、今度は昨年11月1日時点、項目については、テーマ、内容については同じ調査結果ですが、ここに地場産品以外の返礼品を送付している団体、11月1日時点、佐賀県では武雄、上峰、みやきの3町が出ています。

このように、多分総務省は昨年3割というところと地場産品ということについて、そこを強調していただろうということが予測されますが、この時点で上峰町はこの対応としてはどういう対応をされていたのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

地場産品の認識について総務省との認識に多少の温度差があったかのように思いますが、町としましては商品の出品業者は町内業者であるという認識で、現在はそのような認識が総務省のほうでも理解されているものでございますし、協議を通じてそのように認定していただいたという意味では、その当時の対応として、やはり主張を続けてきたことが非常に重要であったかなというふうに考えてございます。

○2番（大川徹也君）

今の町長答弁によりますと、上峰町は今回、期間限定、4カ月間という期間限定の制限を受けた。この制度に対して制限を受けた理由としては、返礼品の3割超でもなく、地場産品以外の返礼品でもない、単に先ほど室長が話していたように寄附金額が多かったからという理由になるのでしょうか。答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと質問の御趣旨がわかりかねましたが、先ほど大川徹也議員がお尋ねになられた地場産品についての認識の違いがあり、総務省が地場産品を出品していないというような通知を出しているというお話がありましたね。そのお話を受けて町としてはその当時の対応はどのようなものかというお話がありましたので、我々は地場産品であるという主張を繰り返しており、現在、それが地場産品というふうにですね、事業者が町内に立地したことによって認めていただいたということで意味があったというふうに申しましたが、ただいまの御質問は、ふるさと納税の今回4カ月後に申請を行うというような団体に指定された理由は、我々がふるさと納税上、寄附金額によって今回指定を受けたものでなく、地場産品でないものを提供してきたからだという認識について問うものなのか、ちょっとわかりかねましたが、私どもは事実関係として、総務省は、今回指定を受けた4団体にしましても、ほかの自治体につきましても、我々のような対応を求められている自治体につきましても、寄附金額の大小で判断をされていると。特に11月以降ですかね、11月以降に寄附金額が、大きな寄附金額が

入ったところを指定自治体として対象にしたという認識でございまして、何らそこについて私どもが言及したものではございません。

○２番（大川徹也君）

私の質問としては、今回４カ月という期間限定の制度になった理由がわからなかったからですね、その理由が、総務省が以前、昨年から出していた分で３割超ということと、あと、地場産品ということ以外の返礼品を送付しているということに、この２つに特化したデータを出していましたので、上峰町がどちらかを満たしていない、もしくはどちらも見直していないということで、こういう対象になったのかという一つの疑問が出ました。で、室長の答弁に関しては、寄附金額が１月以降から２月にかけて多く、ある程度の金額以上のところが今回対象になったということの答弁でした。で、実際に上峰町は、今、町長の答弁では、地場産品でないと総務省が言っているものに対してこちらの主張を続けていたら、地場産品としてこれはもう認められたんだという答弁だったかのように思います。で、それは加工所を移転してきたから認められたのか、その加工所を移転するしないにかかわらず認められていたのか、そこも答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

それはケースによりますね。加工所がいつの時点で移転したかまで全て記憶しているわけではございませんので、必要とあれば、後ほど調べてですね、次期議会でも御質問があればお伝えしたいと思います。基本的にはそうした事業所についての理解、加工工程の主要な部分を含めるものという理解について曖昧な制度でございましたので、しっかりと主張をしていくことが重要だというふうに、今からもこれは思っております。

また、地場産品だけでなく、今回、公式にですね、大川議員がちょっと心配されておられるように、対象になった自治体と対象にならなかった自治体の違いは何かということで公式に、これは明確に総務省のほうで説明をしておりますので、それについて担当室長から答弁させます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

総務省からのどういう状況かということかというふうに思っております。

今回の総務大臣の指定の有効期間というのは本年の６月から来年９月の１年４カ月、これ何もなかったところの自治体というふうになっております。４３の地方団体につきましては本年６月から本年９月の４カ月間に短縮されているという状況でございます。基準につきましては、昨年１１月から本年３月までの間に２億円以上の寄附を集めた自治体とされておりますが、短縮された理由は具体的に説明がなされておられません。

で、一応その４３の自治体につきましては７月１日から７月の３０日までの期間に改めて申し入れを行うことができますというふうにされております。

ちなみに、申請そのものを行っていない東京都、それと、指定から外れました全国の４団

体、これにつきましては昨年11月から本年3月までの間に50億円以上の寄附を集めた自治体というふうにされております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、1番の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、ふるさと納税ポータルサイトを通じ、寄付者が上峰町に寄せる評価が著しく悪いものが多数ある。ほとんどが返礼品、特に牛肉が粗悪であることと送付の遅延やその対応ぶりが理由。返礼品事業者の選定委員会は設置しているのか。またその委員会のメンバーは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項4、ふるさと納税について、要旨2に関して答弁をいたします。

いわゆるクレームに関する質問かというふうに思われますが、一方で、おいしかった、応援したいなどの意見も多数ございます。全ての寄附者に満足していただくことは難しいかもしれませんが、寄せられた意見を参考に改善してきた点もございます。クレームはクレームとしてお受けをいたしまして、さらなる改善に資するようにしたいというふうに思っております。

なお、返礼品を含めたふるさと納税事務全般を起立工商協会のほうに委託をしております。事業者から希望があれば、基準に沿った形でこれまでも全て参加されてきておりまして、断ったことはないというふうに理解はしております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

返礼品事業者の選定に関して起立工商協会に一任しているということですが、上峰町として、役場として、そういった把握はしているのでしょうか、内容について。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

特に、私どもは43団体の中に入っておりますので、総務省のほうにリストをずっと常々提出しなければなりません。ですので、総務省のほうにリストを提出するということは私どもをほうを経由して当然出しているわけでございますので、把握はしてございます。

○2番（大川徹也君）

把握はどこの部署が行いますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

創生室で行っております。

○2番（大川徹也君）

②の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨3番、ふるさと納税業務委託仕様書及び契約書はあるのか。その中身の内容は、業者が受け取る手数料率は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項4、ふるさと納税について、要旨の3に関して答弁をいたします。

仕様書や契約書が存在するのかとの質問ですが、受託事業者との契約書等はございます。業務内容は、寄附金サイトの管理運営や関係書類の発行、送付、返礼品の調達、返礼品の発注・配送管理、問い合わせ対応などです。

なお、受託事業者が受け取る手数料というものはございません。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

契約書に関してですが、以前、町長のほうから議会の一般質問で資料要求をする場合は議会として、もしくは委員会として資料要求をするようにしてくださいという依頼がありました。それは法に基づいてということでした。そうする場合に、この契約書の写しなど、議会でこれを求めた場合は提出してもらえるのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

法令に定められていることを法令どおり手続きを行ったらやるのかという御質問でございますが、法令の定めに従って、しっかりと対応してまいります。

○2番（大川徹也君）

平成29年9月ですが、同僚議員がふるさと納税委託業者、委託内容について質問をしています。そのときに役場の答弁としては、町長の答弁としては、一般社団法人起立工商協会に報償費として契約しており、委託業務ではないという答弁ですが、これは今も委託業務ではないということでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

納税業務委託料と報償費をその文脈で私の記憶では混同されておられましたので、大川議員がおっしゃっている費用については委託料ではなく報償費だという御説明をしたと思います。今の状況でふるさと納税についてお尋ねで、今、委託料の文脈でお話をされていますが、委託料については支払いを行っておりますし、報償費についても適切にお支払いをさせていただいているところでございます。

○2番（大川徹也君）

3番の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の4番、上峰町がふるさと納税サイトで掲載している九州産和牛の肉質の等級は何番か、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項4、ふるさと納税について、要旨4に関して答弁をいたします。

まず、佐賀牛、佐賀産和牛、九州産黒毛和牛の取り扱いについてはございます。広義の意味では、九州産和牛の中には佐賀牛、佐賀産和牛、九州産黒毛和牛も含まれることになります。

肉牛の肉質の分類のうち肉質の等級につきましては、脂肪交雑、脂肪の色艶と質、肉色の艶、肉の締まりの4つの要素で構成されまして、1から最上級の5まで5段階ございます。一般的に流通している肉牛のうち、1、2というのはほとんど存在しないというふう聞いておりますので、実質3以上の等級を取り扱っていることになるかと思えます。

なお、九州産黒毛和牛につきましては現在取り扱いをしてございません。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

先ほどの関連事項にもなりますが、ポータルサイトのほうに上峰町の評価について多数あります中で苦情が多かった分についてに関連をするんですが、こういったことがありました。2018年の4月に投稿されたレビューですが、評価ですが、注文品はふるさと納税の12月限定九州産黒毛和牛切り落とし2,000グラム。「牛丼にしても硬い肉。え？自分の調理方法が悪いのと疑うほど。これで二回目だが2014年ごろはまだまともだった。そのころは個体識別番号もあったし、それはおいしいお肉でした。今回は個体識別番号すらない!!!ブログなど色々調べると、人気が過熱してから劣化がひどくなり、一昨年はまだ識別番号があったが、ブログの写真にでてる識別番号で検索すると、なんと14歳の雌牛の肉…確かに黒毛和牛だし、経産牛だっておいしいが、14歳はちょっとやりすぎではないか？出産用に長年飼育していて、肉用ではない飼育だろうし。ちょっといいドックフード用ではないか？だから牛丼にしても焼いても硬い肉なんだと納得。スーパーの特売国産牛のような肉が7割8割で、申し訳程度に、まっとうにサシの入った、このページの写真のようなお肉が入っている感じ。無理すぎてイメージ壊してませんか？上峰町…やはり、ふるさと納税で集めたお金を議員のお手当てにしようとする町を、応援するものではないですね。自分の欲深さに反省です」と、こういった類のものが多数書かれています。

で、これは私は本当に心配していて、上峰町がこういったことで評判を落とすのは非常にもったいない。悲しいことですし、もったいないし、で、こういったことの管理をするところがどこかというのを実は聞きたかったんですね。ですから、先ほどの関連質問がありました。で、一応起立工商協会が全て管理しているということで、私としてはもう少しですね、

これがしっかりとチェック機能が働いて、改善機能が働けばいいんですけど、それが難しい場合はですね、本当に町がもっと積極的にかかわるべきではないかと考えます。私はこのように上峰町が不要な悪評を立てられることのないように、それを願っています。

これで4番の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項、イオン跡地開発について、質問要旨1番、この件については2021年夏開業等の詳細が先行してメディア発表されているが、議会には知らされていない。なぜか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項5、イオン跡地開発について、要旨の1に関して答弁をいたします。

議会のほうへは昨年11月末に議会全員議員協議会において集約されました意見や事業の進め方などを御説明した経緯がございます。御質問いただきました大川議員はその当時に御就任されていなかったもので、他の新たに御就任された議員も含め、機会を逸していたものというふうに思われます。事業の進み方からして、1月に事業者公募、2月に事業者説明会、5月末のプレゼンを経まして現在に至っておりますけれども、事業の特性から、事業者のノウハウなどを守秘する必要があったため、事業者提案のおおむねの全体概要が固まってからの説明が望ましいと考えております。

事業詳細が先行してメディアに出たということですが、これは昨年11月末に議会全員議員協議会で御提示した内容と差異はないものと認識をしているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時50分 散会